

# 館山市男女共同参画推進プラン

ひと ひと  
女と男が共に支えあい、  
共に輝く社会の実現

2003年3月  
館山市

## はじめに

館山市は、2015年（平成27年）までの15年間の市政運営の指針となる「館山市総合計画」を、市民との対話を重視した「キャッチボール作戦」により策定し、「輝く人・美しい自然 元気なまち館山」の実現を目指しています。

21世紀を迎え、少子・高齢化、情報化の進展など市民生活を取り巻く状況が急速に変化するなかで、男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画し、お互いに尊重し、責任を分かち合うことのできる社会の実現が求められています。

国では、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」を公布・施行し、男女が、互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を緊急の課題とし、基本理念、国・地方公共団体の責務も明記されました。

本市では、1999年（平成11年）に「館山市コーラル会議」を設置し、家庭・職場・地域社会において、男女が平等でお互いを尊重し合い、参画できる社会づくりに向けた基本的考え方や方向性について議論が進められ、2001年（平成13年）に建議書が提出されました。

また、平成13年度を初年度とする「総合計画」の中で「平等な社会づくり」を掲げ、「館山市コーラル会議」の意見や提言を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた施策の方針として「館山市男女共同参画推進プラン」の策定を進めてまいりました。

このプランを基に、市民の皆様と行政が一緒に行動し、男女共同参画社会の実現に向かって積極的に施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

終わりに、プラン策定にあたり、ご協力をいただきました市民の皆様や「館山市コーラル会議」の委員をはじめ、貴重なご意見を頂戴いたしました方々に厚く御礼申し上げます。

2003年3月

館山市長 辻 田 実

## 館山市男女共同参画推進プラン

## 第1章 プラン策定にあたって

1	プラン策定の目的	2
2	プラン策定の背景	
(1)	男女共同参画が求められている館山市の状況	3
(2)	世界（国連）の動き、取り組み	7
(3)	国の動き、取り組み	7
(4)	千葉県の動き、取り組み	8
(5)	館山市の動き、取り組み	8

## 第2章 プランの基本的な考え方

1	プランの性格	10
2	プランの期間	10
3	プランの基本理念	10
4	将来像（めざすまちの姿）	10

## 第3章 プランの内容

1	プランの基本目標	12
2	プランの体系	14
3	課題と施策	
	目標Ⅰ 人権の尊重と男女平等の意識づくり	
	課題1 男女平等の意識づくり	16
	課題2 生涯にわたる平等教育の推進	18
	課題3 女性や子供に対するあらゆる暴力の排除	20
	課題4 国際社会への理解	22
	目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	
	課題1 政策・方針決定過程への女性の参画	24
	課題2 労働の場における男女平等の推進	26
	課題3 家庭・地域活動への男女共同参画	28
	目標Ⅲ 男女が共に自立し、安心して暮らせるまちづくりの推進	
	課題1 子育て環境の整備・充実	30
	課題2 高齢者・障害者の福祉の充実	32
	課題3 心とからだの健康づくりの支援	34
4	プランの推進体制の整備	36

## 資料編

資料1	プランの策定経過	38
資料2	館山市コーラル会議委員名簿	39
資料3	館山市男女共同参画推進会議設置要綱	40
資料4	男女共同参画に関する国内外の動き	42
資料5	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	43
資料6	男女共同参画社会基本法	53
資料7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	60



第1章 Chapter 1

プランの策定にあたって

- 1 プラン策定の目的
- 2 プラン策定の背景

# プランの策定にあたって

## 1 プラン策定の目的

少子・高齢化の進行、家族形態の変化、情報化・国際化の進展など、私達を取り巻く環境は、急速に変化してきています。そのような中、これまでとは違った様々な分野で活躍する女性や男性が増えてきていますが、いまだに人々の意識や行動、社会の慣習には「男は仕事、女は家庭と育児・介護」といったような差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方が見られ、多様な生き方を阻害している現状があります。

特に女性は、子育てや介護の負担などがあり、家庭と仕事の両立の難しさが問題となっています。

このような状況は女性だけの問題ではなく、同時に男性の問題でもあり、また社会全体の問題であるということを考えていかななくてはなりません。

これらを解決していくには、自ら生き方に主体性をもち、能力を高め、その能力を最大限に発揮していくことが大切です。男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、お互いの信頼と協力により、政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の形成が不可欠なのです。

このような社会を実現するためには、家庭や地域、学校や職場などあらゆる場、機会を通じて、意識改革のための取り組みをしていく必要があります。

そこで、館山市では、男女共同参画社会の実現に向け、体系的に施策を推進していくため、「館山市男女共同参画推進プラン」を策定します。



## 2 プラン策定の背景

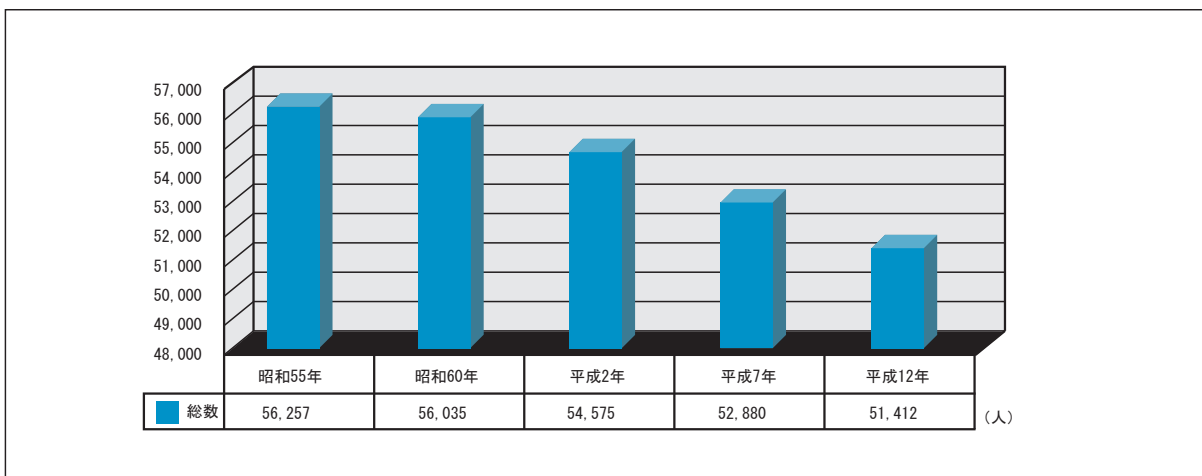
### (1) 男女共同参画が求められている館山市の状況

#### ①人口の減少、家族形態の変化

館山市の総人口は、昭和25年の59,424人をピークに昭和60年代に入って人口減少が加速化、平成12年には51,412人となっています。その一方で、核家族化が進み、世帯数は増加の傾向にあります。そのため1世帯あたりの人口は昭和45年が3.76人だったのに対し、平成12年には2.68人と年々減少してきています。

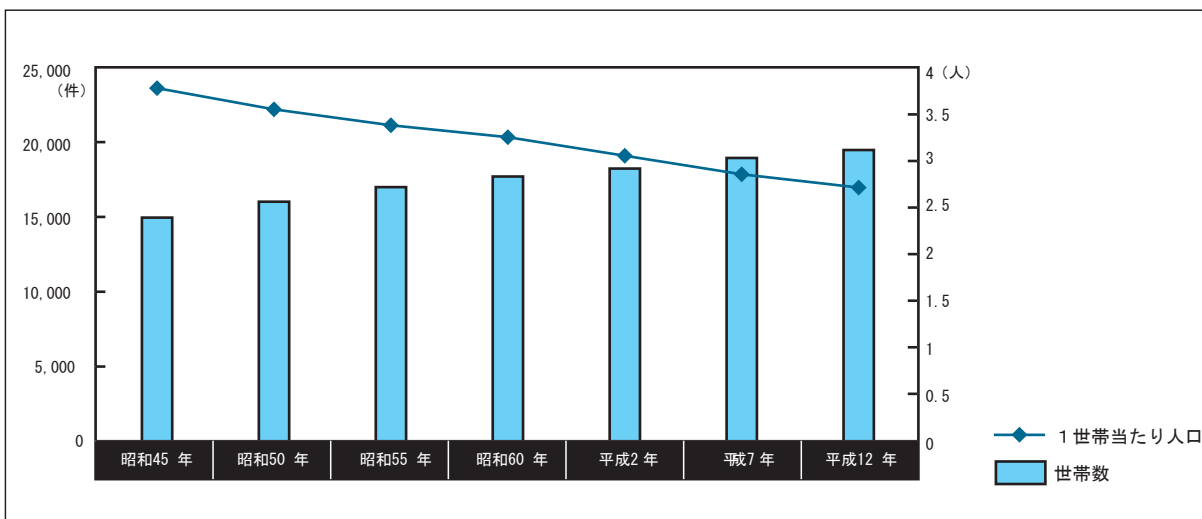
また、年齢構造を見てみると、館山市は国や県の平均と比べても0～14歳の割合が低く、65歳以上の割合が高いという、典型的な少子高齢化の状況がうかがえます。

図表1 館山市における人口の推移



資料：平成12年10月1日国勢調査

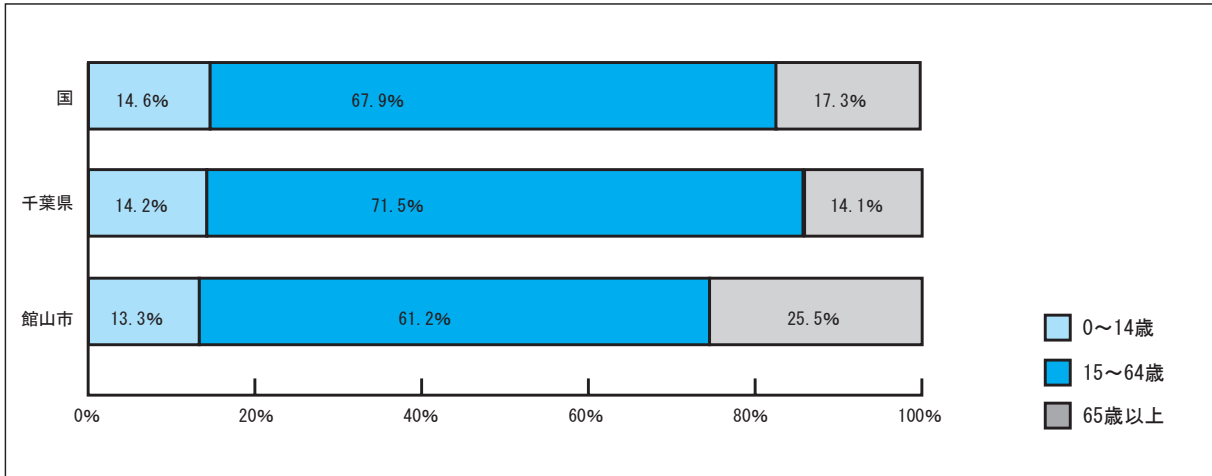
図表2 世帯数と1世帯あたりの人口の推移



資料：平成12年10月1日国勢調査

# プランの策定にあたって

図表3 人口構造割合

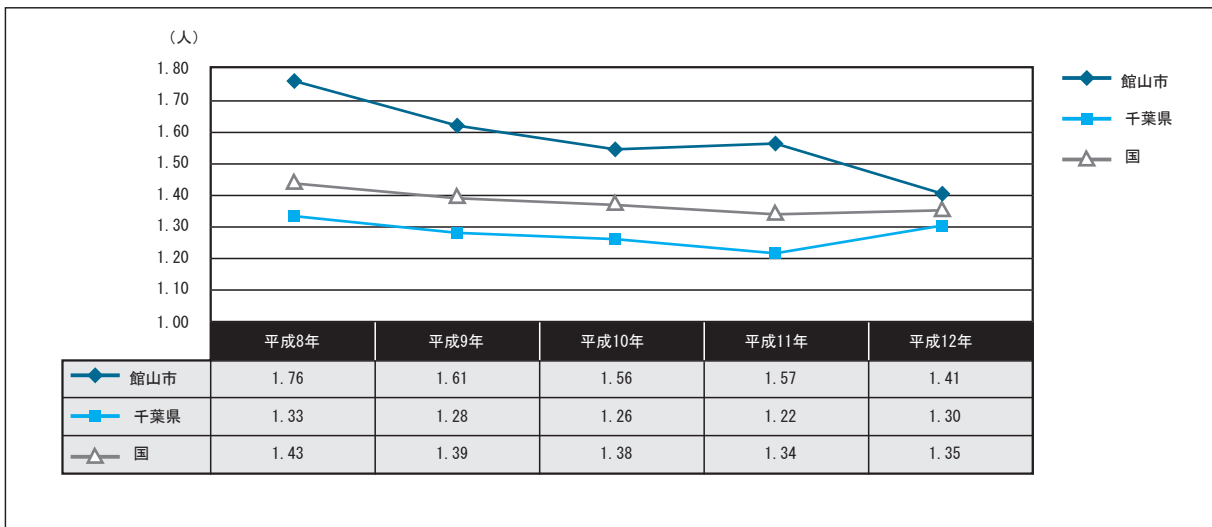


資料：平成12年10月1日国勢調査

## ②少子化の進行

館山市の合計特殊出生率（女性が一生の間に生む子供の数）は、平成12年で1.41人で、全国平均や千葉県の平均と比べると高いものの、年々減少しています。その要因としては、未婚化の進行などが考えられます。館山市の20歳以上の未婚率は男女とも上昇傾向にあり、結婚年齢の上昇が高齢出産につながっていると推測できます。

図表4 合計特殊出生率の推移



資料：安房保健所事業年報

図表5 館山市における未婚率

単位 (%)

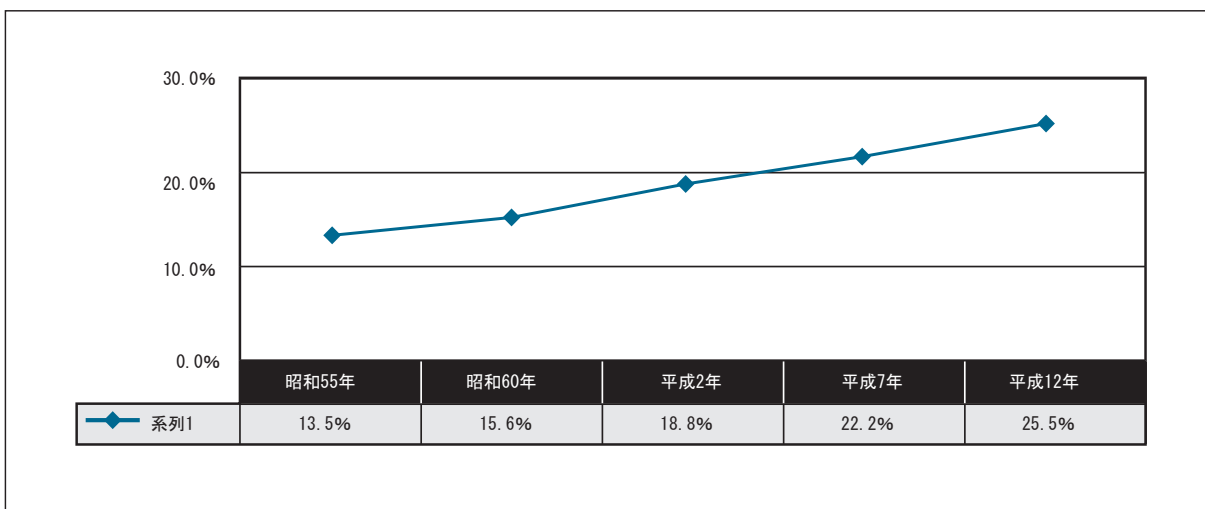
	男			女		
	平成2年	平成7年	平成12年	平成2年	平成7年	平成12年
15～19歳	99.0	99.8	99.5	98.6	99.2	98.4
20～24歳	90.7	89.1	89.2	75.9	78.3	77.7
25～29歳	62.3	63.4	66.2	31.8	38.5	47.1
30～34歳	35.6	39.8	44.8	13.1	16.9	21.4
35～39歳	23.5	27.7	30.7	7.7	9.2	11.9
40～44歳	14.9	20.9	22.3	7.0	6.6	8.0

単位 (%) 資料：各年10月1日国勢調査

### ③高齡化の進行

館山市の高齡化率（全人口に占める65歳以上人口の割合）は、昭和55年で13.5%だったのに対し、平成12年には25.5%まで上昇しています。中でも、前期高齡者（65～74歳）は約1.5倍の増加なのに対し、後期高齡者（75歳以上）は約2.2倍に増加しており、後期高齡者の増加が著しくなっています。

図表6 館山市における高齡化率（全人口に占める65歳以上の割合）の推移



資料：平成12年10月1日国勢調査



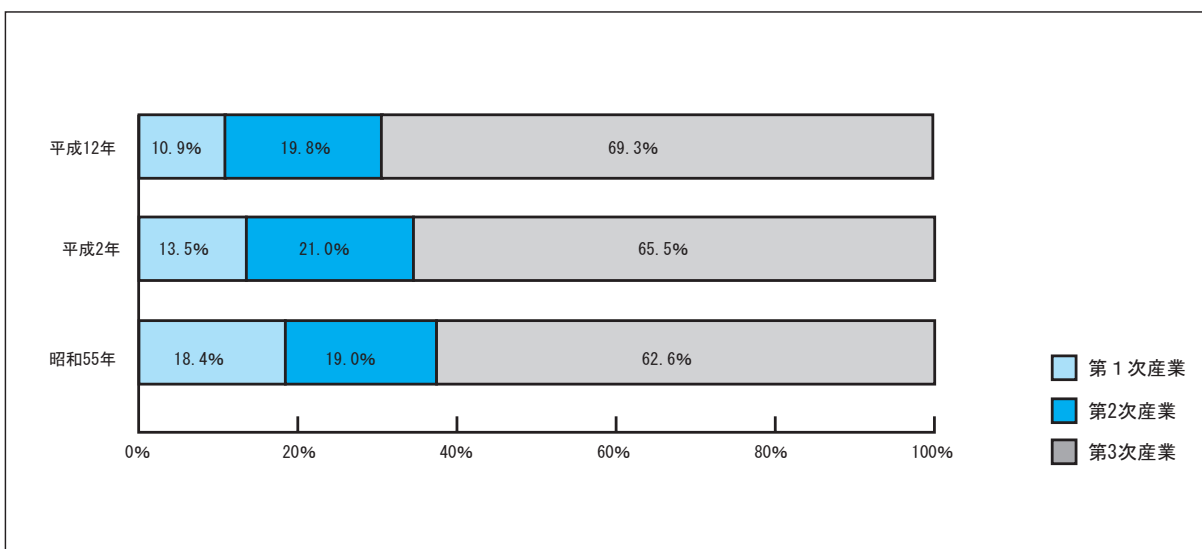
# プランの策定にあたって

## ④就労状況の変化

平成12年の国勢調査では、館山市の就業者総数は25,214人で、平成2年の26,773人から5.8%減少しています。また、産業別就労者数を見てみると、社会情勢の変化に伴い、第1次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加しています。

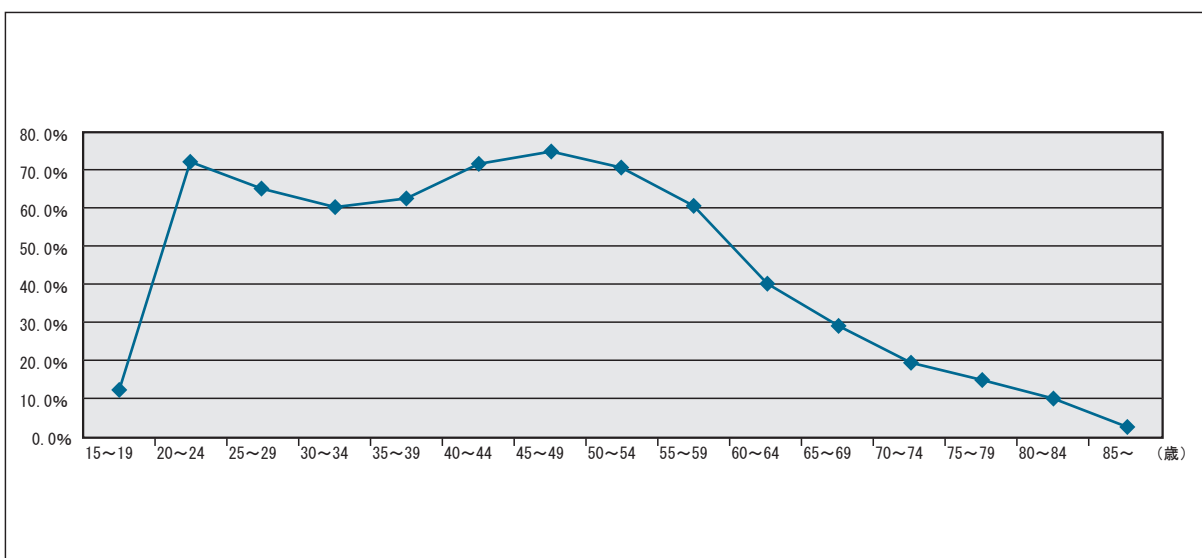
女性の労働力率を年代ごとにみると、「20～24歳」まで一度上昇し、その後「30～34歳」まで減少を続け、再び「45～49歳」まで上昇を続けピークを迎えます。これは、結婚、出産、育児期にあたりと考えられる20歳代から30歳代にかけて低下する、いわゆるM字型を示しています。

図表7 館山市における産業別就労者の推移



資料：各年10月1日国勢調査

図表8 館山市における女性の労働力率



資料：平成12年10月1日国勢調査

## Chapter 1

## (2) 世界(国連)の動き、取り組み

国連は、1975年を「国際婦人年」とし、第1回世界女性会議「国際婦人年世界女性会議」において「平等・開発・平和」を目標に掲げ、女性の自立と地位の向上を目指して世界活動を行うことを宣言しました。翌1976年から85年までの10年を「国連婦人の10年」とし、女性の地位向上を図るための活動が世界中に広がりました。

1979年の第34回国連総会で、「固定化された男女役割分担観念の撤廃」を中心理念とした「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(以下「女子差別撤廃条約」とする)」が採択されました。

1985年には第3回世界女性会議「国連婦人の10年最終年世界会議」を開催し、10年間の成果を評価するとともに、残された課題解決のため、2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ将来戦略)」を採択しました。

1995年には、北京で開かれた第4回世界女性会議において「女性の権利は人権である」ことを確認し、女性のエンパワーメント※の取り組みが強化され、2000年まで取り組む重点的な課題を定めた「行動綱領」を採択しました。

2000年には国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、今後の取り組みの方向性が明らかにされました。

## (3) 国の動き、取り組み

わが国では「国連婦人の10年」など世界的な動きを受けて、1977年、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにする「国内行動計画」を策定しました。

その後、1985年には「女子差別撤廃条約」に批准、同年、「男女雇用機会均等法」が成立しました。1987年には「ナイロビ将来戦略」の趣旨を受け、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。1994年には、総理府に「男女共同参画室」及び、「男女共同参画審議会」が設置されるとともに、全閣僚を構成員とする「男女共同参画推進本部」が発足するなど、男女共同参画社会の形成に向けて推進体制の整備が図られ、1996年には「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

1999年6月には男女平等原則の実際的な実現を図るため、「男女共同参画社会基本法」が施行され、また翌2000年にはこの法律の趣旨を踏まえ、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001年1月には、中央省庁等改革に伴って、内閣府に「男女共同参画局」「男女共同参画会議」が設置され、推進体制の強化が図られました。また、4月には国際的な流れと被害者の声を受け、超党派の女性議員による議員立法で、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が施行されました。

※エンパワーメント《empowerment》

「力をつけること」をいい、女性が政治・経済・社会・家庭などあらゆる分野で自己決定をし、社会を変えていく力を身に付けることをいう。1994年の国際人口・開発会議、1995年の第4回世界女性会議でも「女性のエンパワーメント」が主要課題となった。

# プランの策定にあたって

## (4) 千葉県の動き、取り組み

千葉県では「国際婦人年」「国連婦人の10年」や国の「国内行動計画」の策定を踏まえ、1981年「千葉県婦人施策推進総合計画」を策定しました。その後、1986年、国内外の動向や女性をめぐる社会状況の変化などに対応するため、新たに「千葉県婦人計画」が策定されました。1991年には、国の「新国内行動計画」を踏まえ、「さわやかちば女性プラン」を策定、さらに1996年には、国内外の最新の動向にあわせ、男女共同参画社会の形成を目指すことを基本目標とした「ちば新時代女性プラン」を策定しました。

2000年には新たな担当課として企画部（現在、総合企画部）に「男女共同参画課」が設置され、2001年にはこれまでの取り組みの成果を引き継ぐとともに、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえて「千葉県男女共同参画計画」が策定されました。

2001年2月には「男女共同参画推進懇話会」に条例専門部会を設置し、同年3月から条例の基本的な骨格について検討が始まりました。2002年9月定例県議会に条例案が上程され、継続審議が進められています。

## (5) 館山市の動き、取り組み

館山市の女性施策の取り組みは、社会教育法に基づいて、1954年、婦人教育の一環として「館山市婦人会」が組織されたことに始まり、1972年には「館山市主婦クラブ連合会」が設立されるなど、女性の地位向上と社会参加の推進に取り組んできました。

また1996年度から、社会教育や生涯学習の分野の支援として、公民館の「ウーマンカレッジ」や「女性講座」を開講してきました。

このような経緯のもと、女性を取り巻く社会的な意識の高まりを受けて、1999年に企画部企画課に女性施策担当係が設置されました。同年、市政への女性参画と女性施策の推進を図るため、市長の諮問機関として「館山市コーラル会議」が設置され、2000年5月には館山市長より「男女共同参画社会づくりに向けての基本的な考え方及び方向性について」建議の要請を受け、2001年3月に建議書提出となりました。また、コーラル会議の委員については、広く市民からの意見を求めるため、初の委員公募を行いました。

市民に男女共同参画の啓発を行うため、1999年から毎年講演会を行い、2001年にはコーラル会議委員の企画運営による講座も開催しています。

また2002年4月には、男女共同参画施策の推進体制の整備のため、庁内に「館山市男女共同参画推進会議」を設置しました。



第2章 Chapter 2

## プランの基本的な考え方

- 1 プランの性格
- 2 プランの期間
- 3 プランの基本理念
- 4 将来像（めざすまちの姿）



# プランの基本的な考え方

## 1 プランの性格

- (1) このプランは、「男女共同参画社会基本法」に基づき、国の「男女共同参画基本計画」、県の「千葉県男女共同参画計画」との整合性を図りながら、本市の特性を考慮し、策定するものです。
- (2) このプランは、「館山市総合計画」との整合性を図りながら、「男女共同参画社会」の実現に向け、施策や事業を総合的に推進するために策定するものです。
- (3) このプランは、「男女共同参画社会」の実現を目指し、市民と行政が協働して実施していくものです。

## 2 プランの期間

プランの期間は、2003年度(平成15年度)から2007年度(平成19年度)の5年間とします。ただし、プランの進捗状況や社会情勢の変化など必要に応じて、見直しを行います。

## 3 プランの基本理念

21世紀の館山市が、豊かで活力あるまちを築いていくためには、男性と女性が対等なパートナーとして、あらゆる分野で活躍することができるよう、社会の基盤をつくっていくことが必要です。

そこで、本市では、以下の2つを「館山市男女共同参画推進プラン」の基本理念とします。

- 男女の人権が互いに尊重され、性別によって差別されることなく、それぞれ一人の人間として共に生きることができる社会の実現。
- 男性も女性も家庭・地域社会・職場の一員として役割を果たし、対等なパートナーとして参画し、共に責任を担っていく社会の実現。

## 4 将来像（めざすまちの姿）

将来像は、「男女共同参画」をめぐる様々な社会現象等の変化を踏まえた上で、現状における課題を乗り越え、目指すべき将来の方向性を示したものです。

本市のめざす将来像は、「女と男とが共に支えあい、共に輝く社会の実現」と設定します。

第3章 Chapter 3

プランの内容

- 1 プランの基本目標
- 2 プランの体系
- 3 課題と施策
- 4 プランの推進体制の整備

# プランの内容

## 1 プランの基本目標

館山市男女共同参画推進プランでは、次の3つの目標を掲げ、男女共同参画社会づくりに向けた施策を総合的に推進します。

### I 人権の尊重と男女平等の意識づくり

男女の人権尊重は、男女共同参画社会を形成するための基本的要件です。あらゆる分野において、人権尊重に基づく男女平等の意識づくりを進めます。

地域・家庭における男女平等に関する学習機会の提供、学校教育の場では性別にとらわれない、個を尊重する教育の推進を図り、様々な年代に応じた、男女平等意識の啓発を図ります。

また、深刻な人権侵害である、女性や子供に対する暴力の排除に向けた取り組みを行うとともに、国際社会の動向を踏まえた男女共同参画施策の推進、国際社会への理解を深めるため、交流活動を推進します。

### II あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現には、社会の構成員の半分を占める女性が、政策・方針決定過程へ参画することが必要とされます。

審議会等への女性委員の登用や家庭・地域活動への男性の参画、雇用・就労の場における男女平等を推進し、また家庭・地域活動とその他の活動が両立しやすい環境づくりに取り組みます。

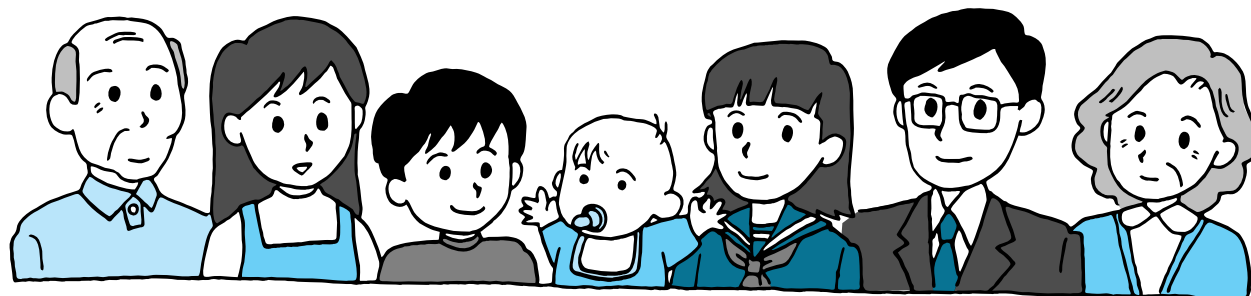
## Chapter 3

### Ⅲ 男女がともに自立し、安心して暮らせるまちづくりの推進

少子・高齢化が進む中、誰もが自立し、安心して生活できることが大切です。そのためにも子育てや介護を女性だけが担うのではなく、社会全体で支える体制づくりが必要です。子育てに関する情報提供や相談体制の充実、多様なニーズに対応した保育の充実を図ります。

また、ひとり親家庭や高齢者・障害者が自立し、安定した生活が送れるよう、社会全体で支援していくことが望まれます。

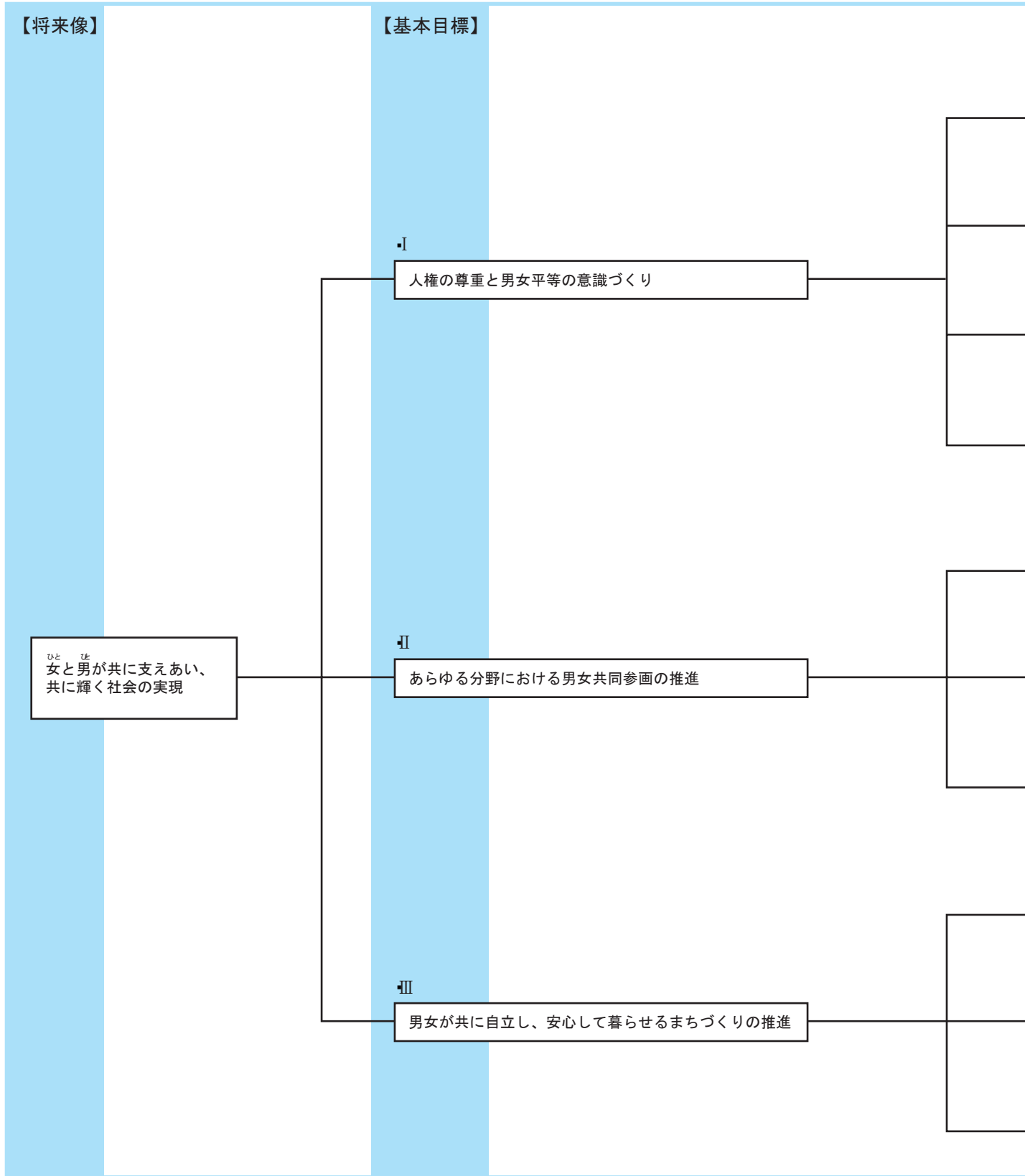
さらに、男性も女性も健康で生き生きと活動できるよう、心とからだの健康づくりの支援も進めます。





# プランの内容

## 2 プランの体系



## Chapter 3

## 【課題】

1 男女平等の意識づくり

2 生涯にわたる平等教育の推進

3 女性や子供に対するあらゆる暴力の排除

4 国際社会への理解

1 政策・方針決定過程への女性の参画

2 労働場における男女平等の促進

3 家庭・地域活動への男女共同参画

1 子育て環境の整備・充実

2 高齢者・障害者の福祉の充実

3 心とからだの健康づくりの支援

## 【施策】

- (1) 市民への広報・啓発の推進
- (2) 性別による固定的な役割分担意識の是正

- (1) 学校教育等における男女平等教育の推進
- (2) 家庭・地域における男女平等教育の推進

- (1) ドメスティック・バイオレンスを許さない意識づくり、相談体制の整備
- (2) 児童虐待を許さない意識づくり、環境づくり

- (1) 男女共同参画に関する諸外国の状況、国連の動きに連動した取り組みの推進
- (2) 国際理解、国際交流の推進
- (3) 外国人と共に暮らしやすい環境づくりの推進

- (1) 男女共同参画による市政の運営
- (2) 地域・企業などにおける方針決定過程への女性参画の促進

- (1) 職場における男女平等意識の啓発
- (2) 男女が活動しやすい環境づくりの促進
- (3) セクシュアル・ハラスメントを許さない意識づくり、環境づくり

- (1) 家庭生活・地域社会等への男女の活動の促進

- (1) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実
- (2) 多様なニーズに対応した保育事業の充実
- (3) ひとり親家庭への支援

- (1) 高齢者・障害者の自立支援
- (2) 社会全体での介護支援の充実
- (3) 高齢者・障害者の社会参画の促進

- (1) 生涯にわたる健康づくりの支援
- (2) 性と生殖に関する健康と権利への理解の推進
- (2) スポーツ活動の振興

3 課題と施策

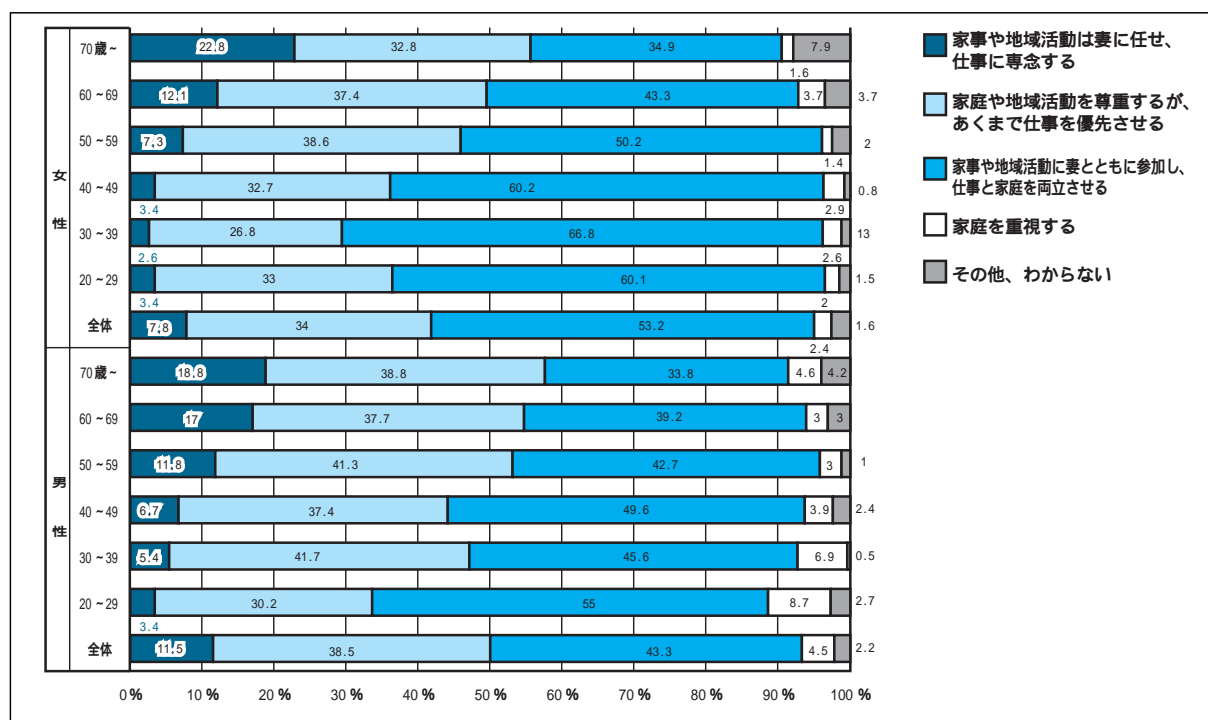
目標 人権の尊重と男女平等の意識づくり

課題1 男女平等の意識づくり

さまざまな分野で女性が活躍しているにも関わらず、未だに女性は責任のある立場につけない、あるいは女性自身が消極的になってしまうという場面が見受けられます。そこには、個人の考えや能力ではなく、「男だから、女だからこうあるべきだ」という、固定的な性別役割分担意識が社会通念上あるからです。

男女共同参画社会の形成のためには、性別による偏見や慣行の見直し、また、それに向けた啓発が必要とされます。

図表 - 1 - (1) 仕事や家庭における男性の望ましい生き方



(注)「家庭を重視する」は「どちらかといえば、仕事よりも家庭や地域活動などを優先させる」と及び「仕事は妻に任せ、家事や地域活動に専念する」の合計である。

資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査 男性のライフスタイルを中心に」(平成12年)

性別役割分担意識

社会的、文化的に形成された行動様式や態度に基づく「男は外で働き、女は家事と子育て」というような固定化された分担。

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。

## Chapter 3

## 《行政の取り組み》

市民への意識啓発のため、男女共同参画に関する情報の収集とその提供、講演会・講座の開催、広報・情報誌の発行をします。また、その中で従来の固定的な性別役割分担の意識を見直し、男女共同参画の推進を図ります。

## (1) 市民への広報・啓発の推進

取 り 組 み	関 係 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画に関する情報収集と提供</li> <li>・ 国、県、他市町村との連携</li> <li>・ 講演会、講座の開催</li> <li>・ 広報、啓発誌の発行</li> <li>・ 講座参加者同士のネットワークづくりの推進</li> </ul>	秘書広報課

## (2) 性別による固定的な役割分担意識の是正

取 り 組 み	関 係 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家事、育児、介護に関する男女共同責任の認識の浸透</li> <li>・ 町内会、地域活動への男女共同参画の推進</li> <li>・ 職場における男女の分担の見直し</li> <li>・ 発行物における、性にとらわれない表現の推進</li> </ul>	秘書広報課 各 課

## 《家庭・地域・職場での取り組み》～館山市コーラル会議からの意見～

- ・ 家族のみんなが協力して、家事・育児・介護を分担しましょう。
- ・ 家庭、学校等で、男の子と女の子で対応の仕方に差がないか振り返ってみましょう。
- ・ 身近なメディア（テレビ、インターネット、雑誌、新聞など）を人権・男女平等の視点でチェックしてみましょう。
- ・ 「子供は黙ってる」「女は引っ込め」とは永遠にさよならしましょう。
- ・ 性別による役割分担がされていないか、家庭・地域・学校・職場を見直してみましょう。
- ・ 町内会の役員、PTAの役員等にも積極的に挑戦してみましょう。
- ・ 積極的に、講演会・研修会等に参加し、学習の機会をつくりましょう。

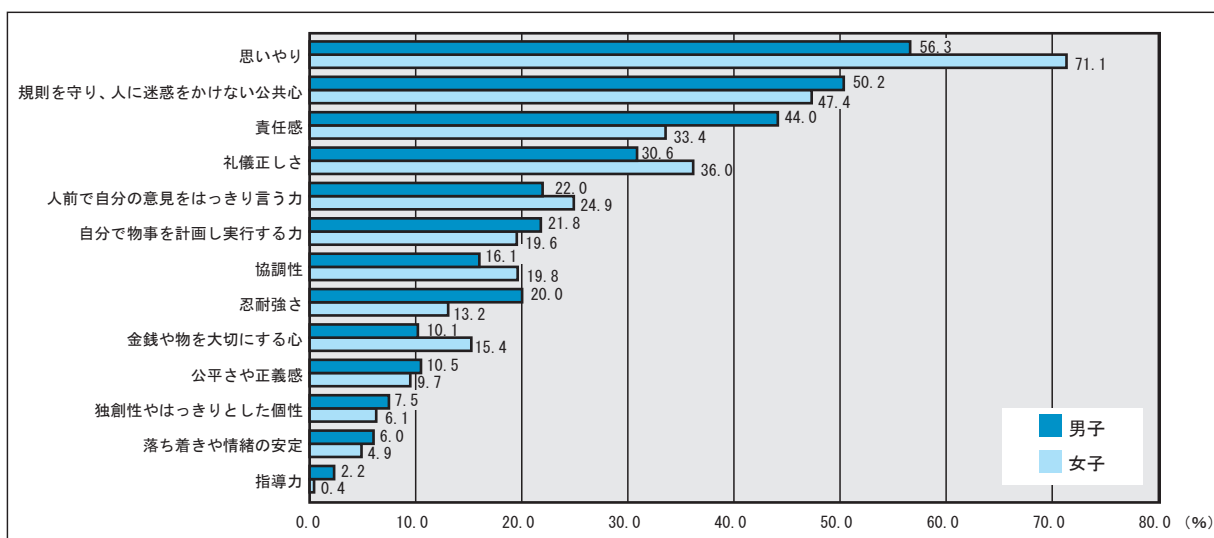


## 課題2 生涯にわたる平等教育の推進

「男だから、女だから」で考え方や生き方を決めるのではなく、「自分らしく」という意識で多様な生き方が選択できるように、生涯にわたる男女平等教育の推進が求められています。

教育の場では、性別にとらわれず個を尊重し、心身ともに健全な人間育成を目指した指導が求められ、そのためには、教職員が無意識に子供たちを性別により差別することのないことが大切です。また、家庭や地域においても、男女が共にその適性、個性、能力が尊重される性別にとらわれない意識を育てることが必要とされます。

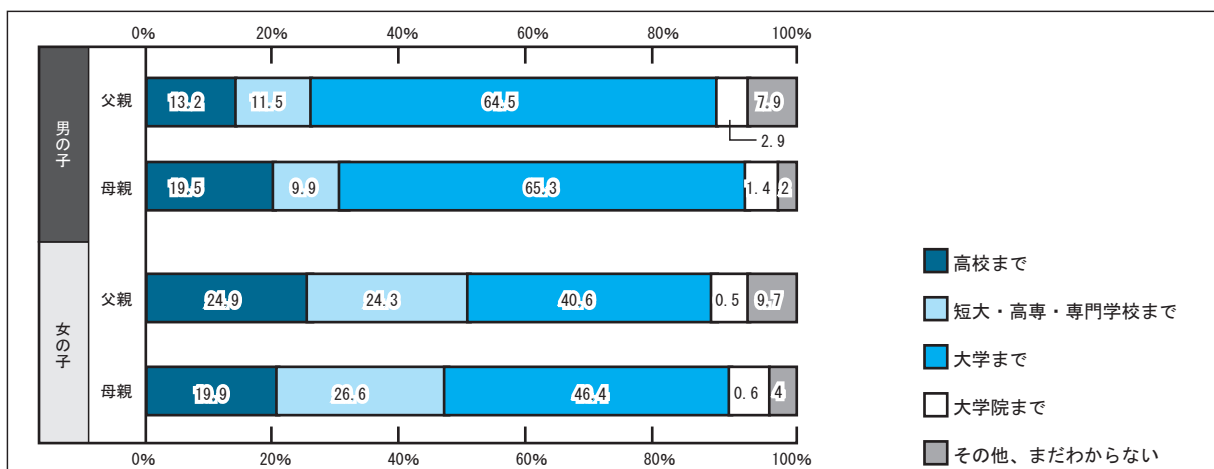
図表 I - 2 - (1) 子どもに期待する性格特性



(注) 小学4年生から中学3年生の子どもを持つ親を対象に、その子どもに将来どのような特質をもった大人になってほしいかを聞いたものである。

資料：内閣府「青少年の生活と意識に関する基本調査」(平成12年)

図表(特)-2-(2) 子どもに進ませたい進学段階



(注) 小学4年生から中学3年生の子どもを持つ親を対象に、その子に進ませたい進学段階について聞いたものである。

資料：内閣府「青少年の生活と意識に関する基本調査」(平成12年)

## Chapter 3

## 《行政の取り組み》

保育園、幼稚園、小中学校等における男女平等教育の推進と、そのための教育関係者の研修の充実を図ります。

また、公民館等において男女平等に関する学習機会を提供するとともに、家庭や地域への男女共同参画の啓発を行います。

## (1) 学校教育等における男女平等教育の推進

取 り 組 み	関 係 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・カリキュラム、資料等の見直し</li> <li>・教育関係者の研修の充実</li> <li>・PTA、保護者への理解の推進</li> <li>・保育園、幼稚園における男女混合名簿※の推進</li> <li>・男性保育士、幼稚園教諭の積極的な登用</li> </ul>	総 務 課 学 校 教 育 課 各 保 育 園 各 幼 稚 園 各 小 中 学 校

## (2) 家庭・地域における男女平等教育の推進

取 り 組 み	関 係 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する情報提供と啓発活動の推進</li> <li>・男女共同参画に関する講座等の開催</li> <li>・誰もが参加しやすい講座の充実</li> </ul>	秘 書 広 報 課 中 央 公 民 館

## 《家庭・地域・職場での取り組み》～館山市コーラル会議からの意見～

- ・男女混合名簿導入のねらいなどについて家族で話し合ってみましょう。
- ・「性別にとらわれない自分らしさ」について考えてみましょう。
- ・社会の様々な動きに関心を持ちましょう。
- ・講演会や研修会等に積極的に参加し、学習しましょう。

## ※男女混合名簿

50音順、生年月日順など男女の別なく作られた名簿。男子のあとに女子が並べられた従来の男女別名簿は、「男子優先、女は男の後」という意識を植え付けていた。安房地区では、男女平等教育のきっかけとして、2002年4月から全小中学校で男女混合名簿の使用が始まった。

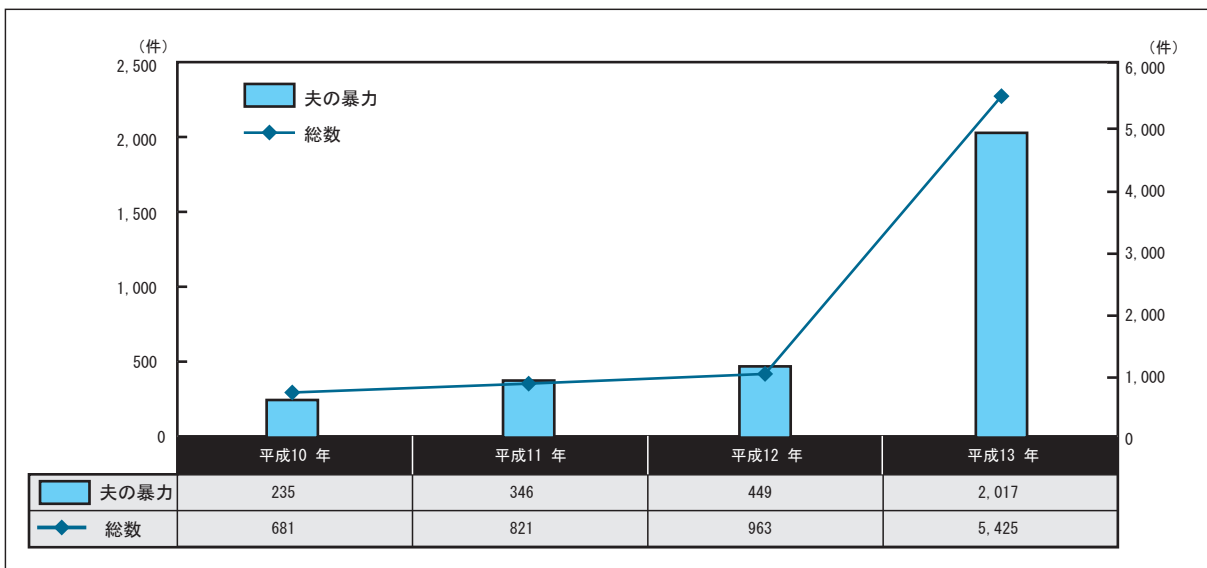
# プランの内容

## 課題3 女性や子供に対するあらゆる暴力の排除

ドメスティック・バイオレンス※は、これまで家庭内、夫婦間の問題として長い間放置されてきました。被害者の多くは女性で、その背景には性差別に基づく、社会的・構造的な問題があります。また、暴力が子供にまで及ぶようになったり、ドメスティック・バイオレンスの被害者が世代間連鎖により、児童虐待※の加害者となることもあります。

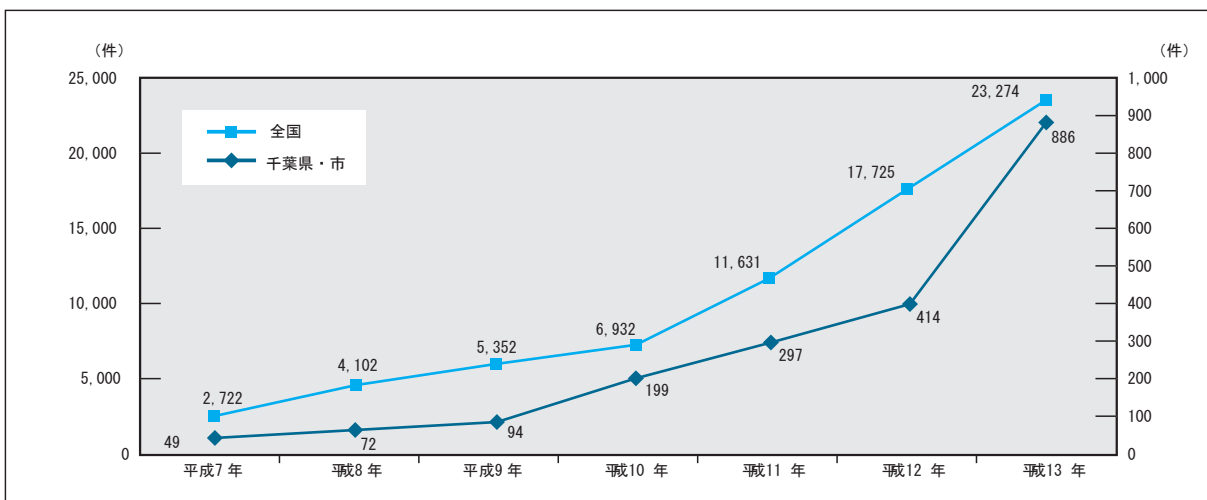
どんな形であれ暴力は人権の侵害です。こうした問題の予防と根絶のための意識啓発と、その相談体制の整備等の取り組みが必要とされます。

図表 I-3-(1) 千葉県婦人相談所における相談件数の推移



資料：千葉県男女共同参画課

図表 I-3-(2) 児童虐待の相談処理件数の推移



(注)「千葉県・市」は、県及び千葉市の6児童相談所における件数である。

資料：千葉県児童家庭課

## Chapter 3

## 《行政の取り組み》

暴力の排除と人権を守るための啓発活動に取り組むとともに、被害者の相談体制の整備と支援対策を推進します。

## (1) ドメスティック・バイオレンスを許さない意識づくり、相談体制の整備

取 り 組 み	関 係 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講座等の開催</li> <li>・ 啓発リーフレットの発行</li> <li>・ 国、県関係機関からの情報収集</li> <li>・ 市民への相談窓口の周知</li> <li>・ 各関係機関とのネットワークづくり</li> </ul>	秘書広報課 社会福祉課

## (2) 児童虐待の発生を許さない意識づくり、環境づくり

取 り 組 み	関 係 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健師による相談の充実</li> <li>・ 母子福祉推進員、保健推進員、民生委員等との連携</li> <li>・ 保育園、幼稚園、学校との連携</li> <li>・ 子供の人権を尊重する意識づくり</li> </ul>	社会福祉課 健康管理課 学校教育課 各 保 育 園 各 幼 稚 園 各小中学校

## 《家庭・地域・職場での取り組み》～館山市コーラル会議からの意見～

- ・ 暴力を受けたら一人で我慢せず、市役所や身近な人に相談しましょう。
- ・ 子育てに関する不安を感じたら身近な人に相談しましょう。
- ・ 地域でドメスティック・バイオレンスや子供への暴力を見たり聞いたりしたら、市役所・民生委員・母子福祉推進員・保健推進員等へ連絡しましょう。
- ・ 小さい頃から命あるものに愛情を持ち、いたわる心を育てましょう。
- ・ 成人式、結婚、子供が生まれたときなど、節目節目で人権について考える機会をもちましょう。

## ※ドメスティック・バイオレンス《Domestic Violence》

夫、パートナーなど婚姻しているか否かに関わらず、親密な関係にある男性から女性、または女性から男性に対して振るわれる身体的、精神的、性的暴力。

## ※児童虐待

保護者がその養育する18歳未満の児童に対し、身体的、性的、心理的な暴力を加えること。また長時間の放置など、養育を放棄することという。



# プランの内容

## 課題4 国際社会への理解

男女共同参画社会の形成を目指す上で、世界的な動きや取り組みについても情報収集が必要です。

また、今日、様々な分野において国際化が進む中、館山市においても在住外国人や外国からの訪問者が年々増加してきています。姉妹都市を中心とした国際交流を進めるとともに、相談体制の整備が必要になってきます。

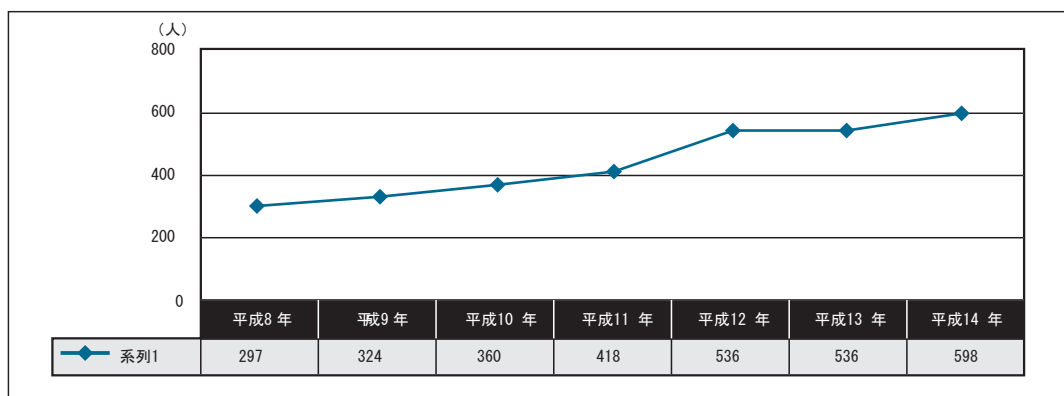
### 図表 I-4-(1) 人間開発に関する指数の国際比較

日本は男女とも能力・教育水準が高い（HDI: 人間開発指数※ 162 カ国中第 9 位）にもかかわらず、女性の参画が世界から見て非常に遅れている（GEM: ジェンダー・エンパワーメント指数※ 64 カ国中第 31 位）ことがわかります。

HDI 値順位	国名	GEM 値順位	国名
1	ノルウェー	1	ノルウェー
2	オーストラリア	2	アイスランド
3	カナダ	3	スウェーデン
4	スウェーデン	4	フィンランド
5	ベルギー	5	カナダ
6	アメリカ	中略	
7	アイスランド		
8	オランダ	30	クロアチア
9	日本	31	日本
10	フィンランド	32	ポーランド

資料：国連開発計画「人間開発報告書」2001年

### 図表 I-4-(2) 館山市における在住外国人登録者数の推移



各 12 月末現在 資料：館山市の統計 2001

※ HDI 《Human Development Index》：人間開発指数

基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測るもので、基礎となる「長寿を全うできる健康的な生活」「知識」及び「人並みの生活水準」の3つの側面の達成度の複合指数のこと。具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、国民所得を用いて算出している。

※ GEM 《Gender Empowerment Measure》：ジェンダー・エンパワーメント指数

女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。具体的には、女性の所得、専門職・技術職に占める女性の割合、行政職・管理職に占める女性の割合を用いて算出している。

## Chapter 3

## 《行政の取り組み》

国連や諸外国の男女共同参画の取り組みについての情報の収集、提供をします。  
また、あらゆる機会を通じて、市民への国際理解の機会を提供していきます。

## (1) 男女共同参画に関する諸外国の状況、国連の動きに連動した取り組みの推進

取 り 組 み	関 係 課
・ 諸外国の状況、国連の動きの把握・情報提供	秘書広報課

## (2) 国際理解、国際交流の推進

取 り 組 み	関 係 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 姉妹・友好都市交流の推進</li> <li>・ 地域への国際交流事業への協力</li> <li>・ 小中学校における国際理解教育の推進</li> <li>・ 館山国際交流協会への活動支援</li> </ul>	秘書広報課 学校教育課

## (3) 外国人と共に暮らしやすい環境づくりの推進

取 り 組 み	関 係 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在住外国人の相談体制の整備</li> <li>・ 外国語による日常生活情報誌の発行</li> <li>・ 公共施設などの案内板への外国語表示</li> </ul>	秘書広報課 課 各 課

## 《家庭・地域・職場での取り組み》～館山市コーラル会議からの意見～

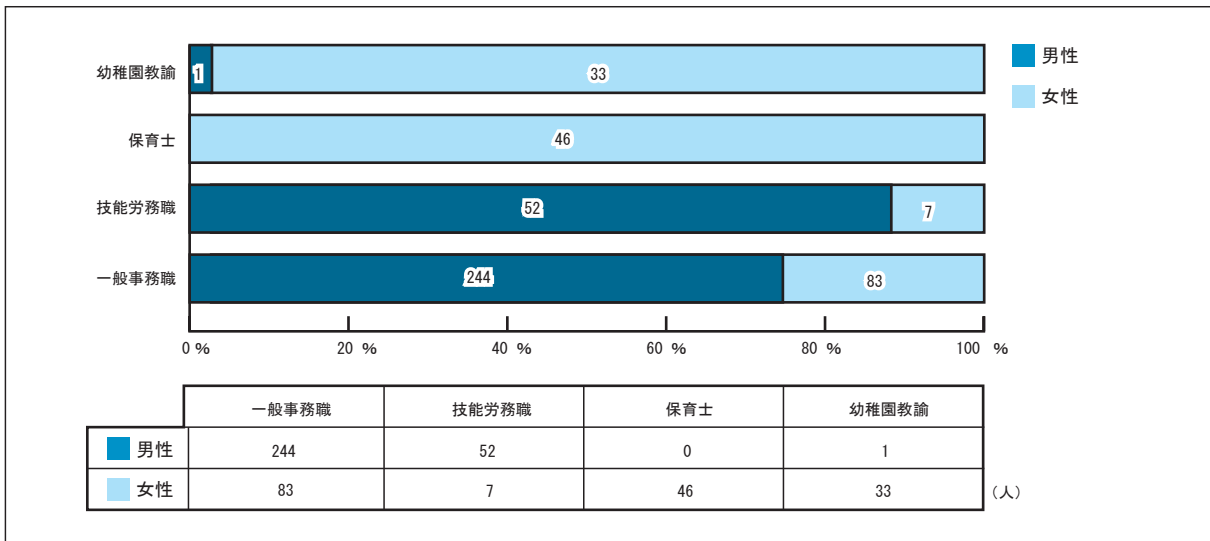
- ・ 交流イベント等に積極的に参加してみましょう。
- ・ 身近な外国人との交流を通じて、異文化への理解に努めましょう。
- ・ 外国人への差別意識をなくしましょう。
- ・ 世界の動きについて積極的に情報収集しましょう。

## 目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

### 課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

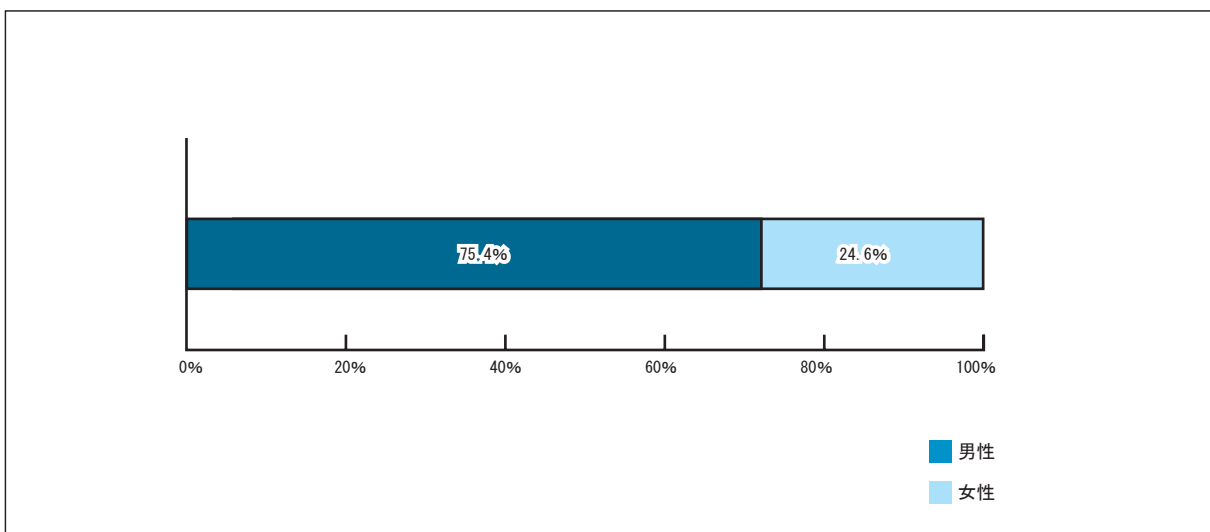
社会のあらゆる分野において、女性と男性が対等な立場で参画していくことが、男女共同参画社会を実現していくために必要なことです。政策・方針の意思決定への女性の参画は徐々に進んではいますが、より参画しやすい環境づくりと、女性自身が積極的に参画する意思を持つことが大切です。

図表Ⅱ－1－(1) 館山市職員の男女比率



平成14年12月末現在 資料：総務課

図表Ⅱ－1－(2) 館山市における審議会委員の男女比



平成14年3月31日現在 資料：総務課

## Chapter 3

## 《行政の取り組み》

管理職等への女性職員の積極的な登用や審議会における女性委員の登用など、あらゆる分野における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進を図り、個人の能力と個性を尊重した市政運営を目指します。

また地域や企業などにおいても女性の参画が積極的になされるよう、働きかけを行い、学習機会の提供にも努めます。

## (1) 男女共同参画による市政の運営

取 り 組 み	関 係 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性差別のない業務の見直し</li> <li>・ 管理職等への女性職員の登用</li> <li>・ 審議会等の女性委員構成比率 30%の達成</li> <li>・ 女性委員のいない審議会等の登用基準の見直し</li> <li>・ 審議会委員の公募の実施</li> </ul>	総務課 各課

## (2) 地域・企業などにおける方針決定過程への女性参画の促進

取 り 組 み	関 係 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方針決定過程への女性参画の促進</li> <li>・ 町内会への男女共同参画意識の啓発</li> <li>・ 女性の人材育成のための学習機会の提供</li> </ul>	秘書広報課 商工課

## 《家庭・地域・職場での取り組み》～館山市コーラル会議からの意見～

- ・ 育児や家族に関わる大事なことについては、十分な話し合いをして決定しましょう。
- ・ 地域や職場での意思決定場面に積極的に参加しましょう。
- ・ 町内会等で、男女が共に発言しやすい雰囲気づくりを心がけましょう。



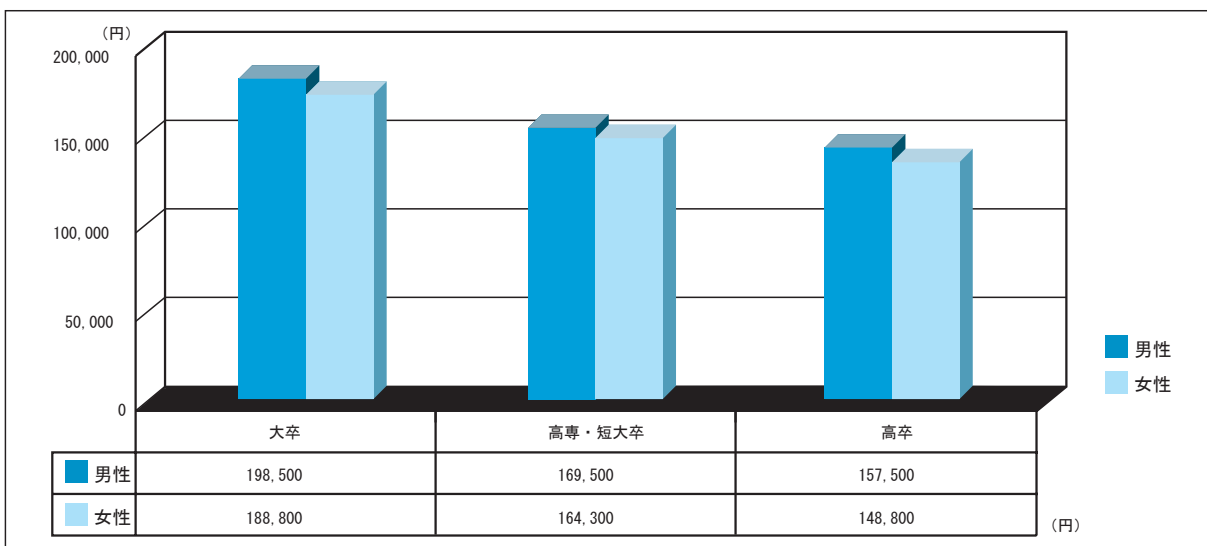


## 課題2 労働の場における男女平等の推進

雇用の分野における機会の均等、意欲と能力に応じた待遇が得られるシステムづくり等、労働に関する環境づくりは、男女共同参画社会の実現にとっても重要な分野です。農業や漁業・自営業の分野においても男女が対等なパートナーとして参画することが求められています。

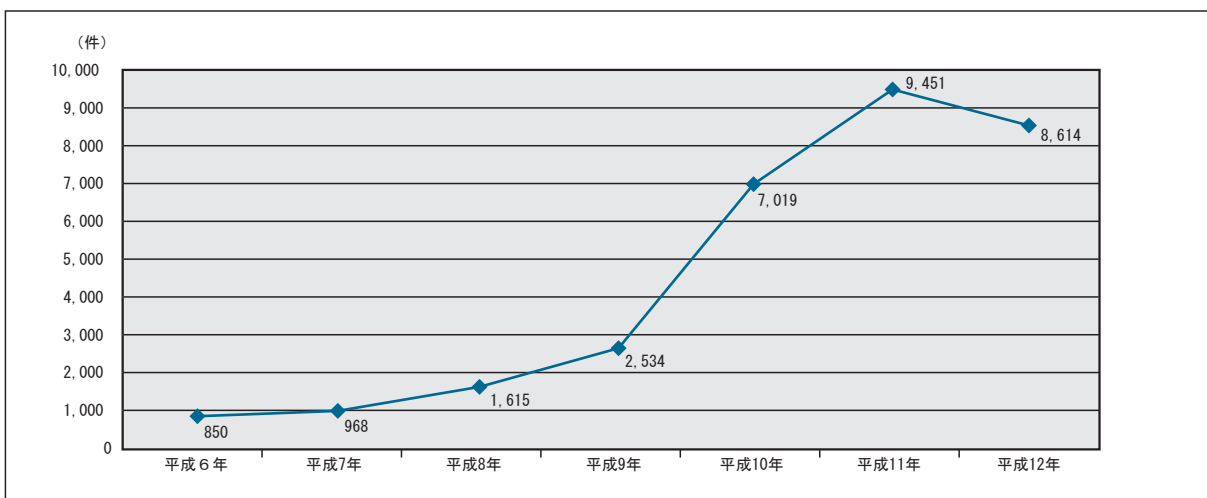
また、働く権利や人権の侵害であるセクシュアル・ハラスメント※の防止にも努めていく必要があります。

図表Ⅱ-2-(1) 学歴別、男女別にみた初任給



資料：平成14年賃金構造基本統計調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）

図表Ⅱ-2-(2) 都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数



資料：厚生労働省調べ

※セクシュアル ハラスメント《sexual harassment》

相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布など、様々な形態のものが含まれる。

## Chapter 3

## 《行政の取り組み》

職場における男女平等意識の啓発、またセクシュアル・ハラスメント等の防止に努め、男女が共に働きやすい環境づくりを推進します。

## (1) 職場における男女平等意識の啓発

取 り 組 み	関 係 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業所等への男女平等についての啓発</li> <li>・農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所との情報交換</li> </ul>	秘書広報課 商 工 課 農 水 産 課

## (2) 男女が活動しやすい環境づくりの促進

取 り 組 み	関 係 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働に関する法律や制度の理解促進</li> <li>・母性保護※に関する理解促進</li> <li>・育児、介護休業の取りやすい職場づくりの促進</li> <li>・農業、漁業、自営業に従事しやすい体制づくり</li> </ul>	秘書広報課 総 務 課 健康管理課 商 工 課 農 水 産 課 各 課

## (3) セクシュアル・ハラスメントを許さない意識づくり、環境づくり

取 り 組 み	関 係 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発 (各事業所、庁内)</li> <li>・セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制の整備 (各事業所、庁内)</li> </ul>	秘書広報課 総 務 課 商 工 課

## 《家庭・地域・職場での取り組み》～館山市コーラル会議からの意見～

- ・法律や制度について積極的に学び、気兼ねせずに制度を利用しましょう。
- ・職種に上下はありません。自分の仕事に誇りと責任を持ちましょう。
- ・仕事の分担について、性別によって決められていないか見直してみましょう。
- ・セクシュアル・ハラスメントを許さない雰囲気をつくり、はっきりと“NO”と言えるようになりましょう。
- ・職場においてセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修会や相談窓口を設けるなど、職場の環境を整えましょう。

## ※母性保護

女性が持っている、妊娠、出産などの身体機能を損なうことがないように、労働時間の制限や危険有害業務への就業禁止など、女性労働者を保護すること。

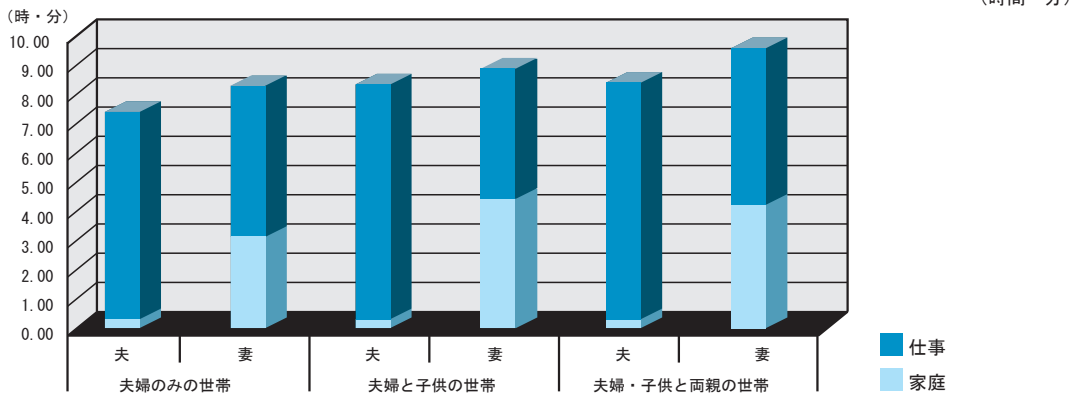
# プランの内容

## 課題3 家庭・地域活動への男女共同参画

固定的な性別役割分担意識が残る中、女性に家事・育児・介護の負担が偏っています。一方、男性は仕事中心の生活を送っている場合が多く見られます。また、地域活動の場においては、多数の女性が関わっているにもかかわらず、「男性が長、女性は副」という固定観念があるため、町内会やPTA等において女性の参画する場が狭められています。豊かな市民生活を実現するためには、男女共に、職場・地域・家庭のバランスのとれたライフスタイル※の転換が求められています。

図表Ⅱ-3-(1) 夫婦の家事・仕事時間（週全体の1日平均）

共働き世帯		家事関連時間	仕事関連時間	仕事・家事時間
夫婦のみの世帯	夫	0.26	7.04	7.30
	妻	3.18	5.05	8.23
夫婦と子供の世帯	夫	0.26	8.02	8.28
	妻	4.37	4.37	9.14
夫婦・子供と両親の世帯	夫	0.24	8.05	8.29
	妻	4.22	5.26	9.48



資料：平成13年社会生活基本調査（総務省統計局）

図表Ⅱ-3-(2) 館山市における平成14年度PTA男女別役員数

小学校

	総数	男性	女性
会長	11	10	1
副会長	26	14	12

中学校

	総数	男性	女性
会長	4	4	0
副会長	11	9	2

資料：生涯学習課

※ライフスタイル

生活様式。衣食住などの日常の暮らしから娯楽、職業、居住地の選択、社会との関わり方までを含む広い意味での生き方。

## Chapter 3

## 《行政の取り組み》

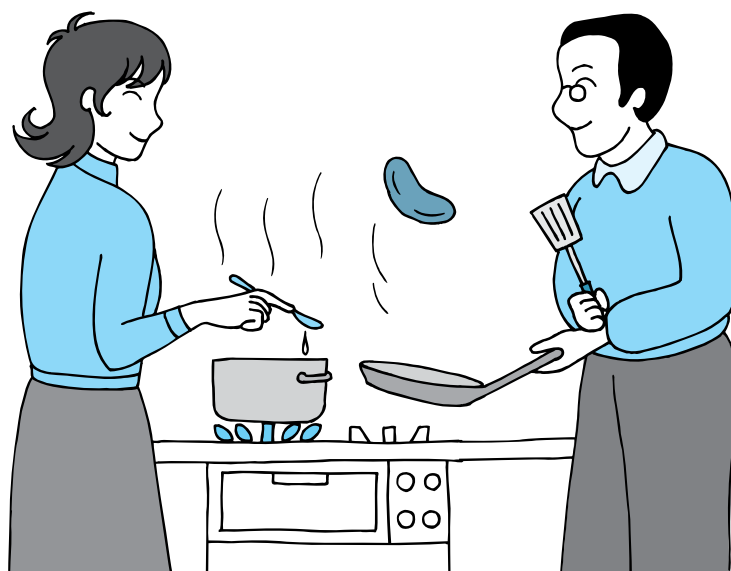
男女が共に家庭・地域生活に参画できるような、環境整備に取り組みます。また、女性が積極的に活動している団体の活動を支援します。

## (1) 家庭生活・地域社会等への男女の活動の促進

取 り 組 み	関 係 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男性の家庭生活への参画促進</li> <li>・ 女性の地域活動への参画機会の拡大促進</li> <li>・ アンパイドワーク への理解促進</li> <li>・ ボランティア活動等の情報提供</li> <li>・ 女性団体等への活動支援</li> </ul>	秘書広報課 社会安全対策課 中央公民館

## 《家庭・地域・職場での取り組み》～館山市コーラル会議からの意見～

- ・ 男性も積極的に家庭内の仕事に参加しましょう。
- ・ 女性も積極的に地域活動に参加しましょう。
- ・ 家事・育児・介護等の報酬が支払われない労働（アンパイド・ワーク）も、労働であるということを認識しましょう。
- ・ 子育てについては、保護者が平等に責任を持ちましょう。



## アンパイドワーク《unpaid work 無償労働》

賃金労働など市場で貨幣による評価が行われる労働に対し、家庭内での家事、育児、地域社会での様々な活動など、市場での評価が行われず、無償で行われる労働のこと。



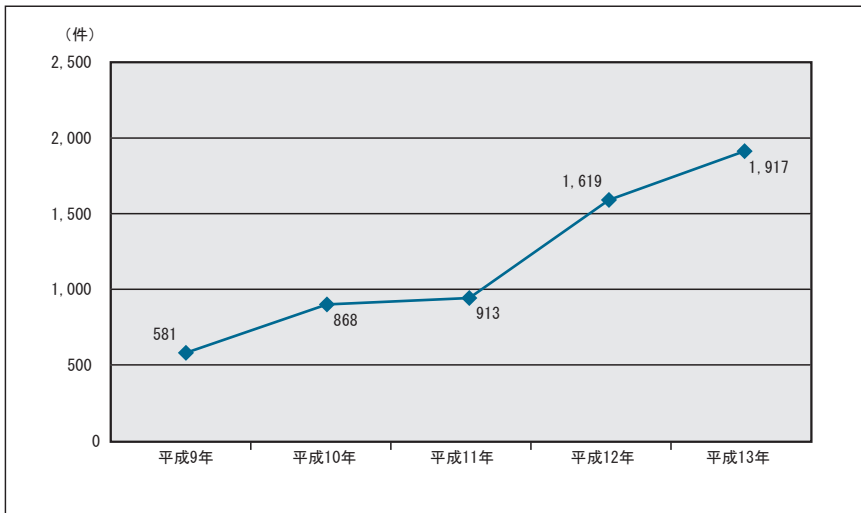
## 目標Ⅲ 男女が共に自立し、安心して暮らせるまちづくりの推進

### 課題1 子育て環境の整備・充実

核家族化が進む中、男女が共に様々な場面に参画し、活動していくためには、子育ての環境を整備していく必要があります。そのために、多様なニーズに対応した保育事業の充実が求められています。

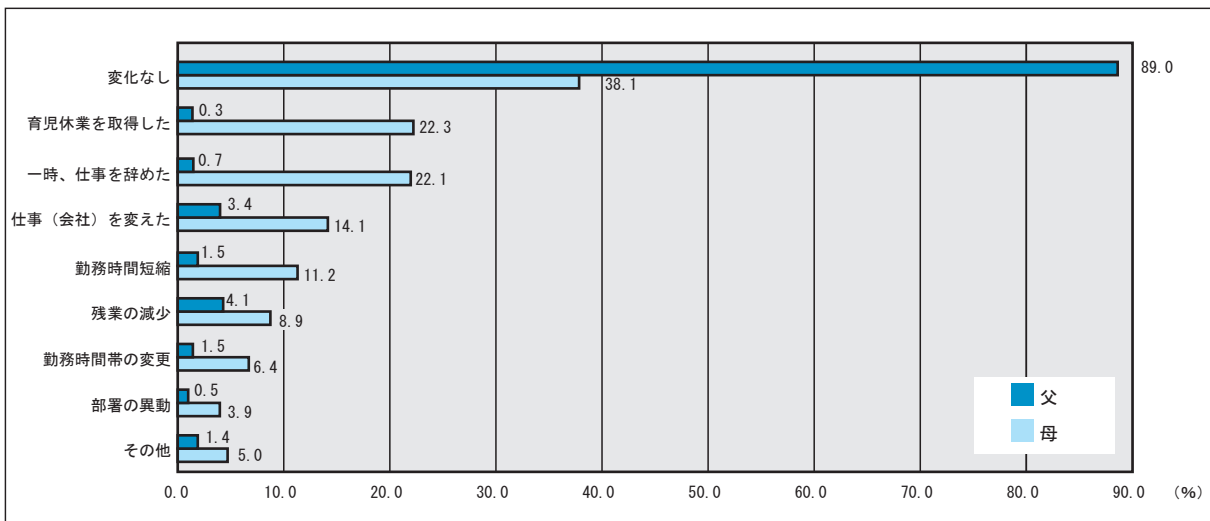
また、子育て中の男女の不安や孤立感を解消するために、情報提供や相談体制の充実を図っていく必要があります。子育ての負担が大きい、ひとり親家庭への支援も必要とされます。

図表Ⅲ－１－（１）家庭児童相談室への相談件数の推移



資料：社会福祉課

図表Ⅲ－１－（２）出産・子育てによる父母の仕事への影響（複数回答）



資料：厚生労働省「地域児童福祉事業等調査」（平成12年）

## Chapter 3

## 《行政の取り組み》

安心して子育てができるよう、情報提供と相談体制の充実を図るとともに、多様なニーズに対応した保育事業を推進します。

また、子育て中でも、様々な場面に参画していくことができるよう環境の整備をします。

## (1) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実

取 り 組 み	関 係 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育てに関する講座の充実</li> <li>・ 児童手当、乳幼児医療費等に関する情報提供</li> <li>・ 育児相談の充実</li> <li>・ 子育てサークルの活動支援</li> </ul>	社会福祉課 健康管理課 中央公民館

## (2) 多様なニーズに対応した保育事業の充実

取 り 組 み	関 係 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延長保育の検討</li> <li>・ 病後児保育※の検討</li> <li>・ 学童保育の充実</li> <li>・ 保育ママ制度※の充実</li> <li>・ ファミリーサポートセンター※事業の検討</li> <li>・ 講座等開催時の保育室の設置</li> <li>・ 保育施設等の整備</li> </ul>	社会福祉課 庶務施設課 各 課

## (3) ひとり親家庭への支援

取 り 組 み	関 係 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童扶養手当の支給</li> <li>・ 母子家庭、父子家庭医療費の助成</li> <li>・ 母子寡婦福祉資金の貸付（県への窓口）</li> <li>・ 民生児童委員、母子福祉推進員等による相談体制の充実</li> </ul>	社会福祉課

## 《家庭・地域・職場での取り組み》～館山市コーラル会議からの意見～

- ・ 子育てに関する不安を感じたら身近な人に相談しましょう。
- ・ 行政の行う、子育てに関する情報・制度を積極的に利用しましょう。
- ・ 制度だけでなく、育児に理解ある職場づくりをしましょう。

## ※病後児保育

保育所に通う児童等が病氣回復期にあり、入院治療の必要はないが、安静が必要だったり、集団保育が困難な場合に施設で一時的に預かる制度。

## ※保育ママ制度

「保育園に入れないが時間が合わない」などの事情がある家庭の子供を、「保育ママ」として登録した家庭で預かる制度。

## ※ファミリーサポートセンター

急な残業や子供の病氣の際など、既存の保育施設では応じきれない変動的、変則的な保育需要に対応するための、育児援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織。

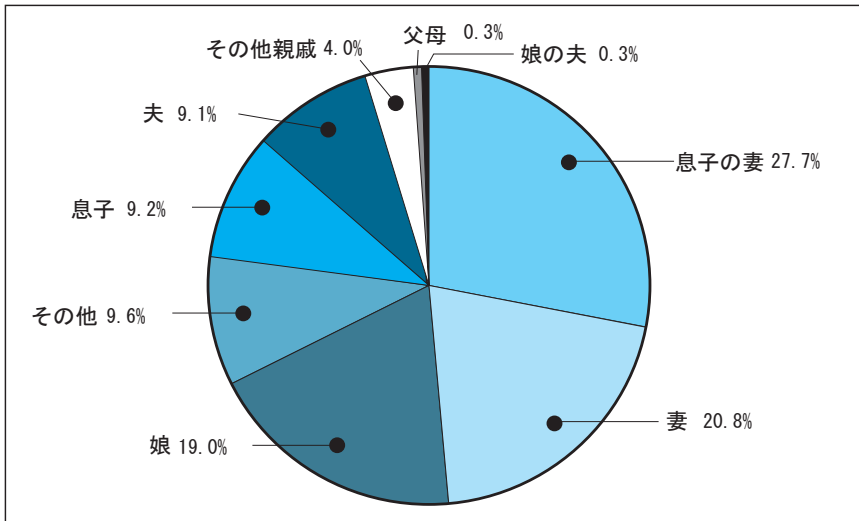
# プランの内容

## 課題2 高齢者・障害者の福祉の充実

高齢化が進む中、家族形態も多様化してきており、高齢者のみで生活する世帯も増えていきます。また高齢者の介護は女性に負担がかかっていることも多く、厚生労働省によると、介護者の約7割が女性で、その3分の1は65歳以上の高齢者であるということです。介護の問題は、男女共同参画社会の実現のための重要な課題のひとつです。

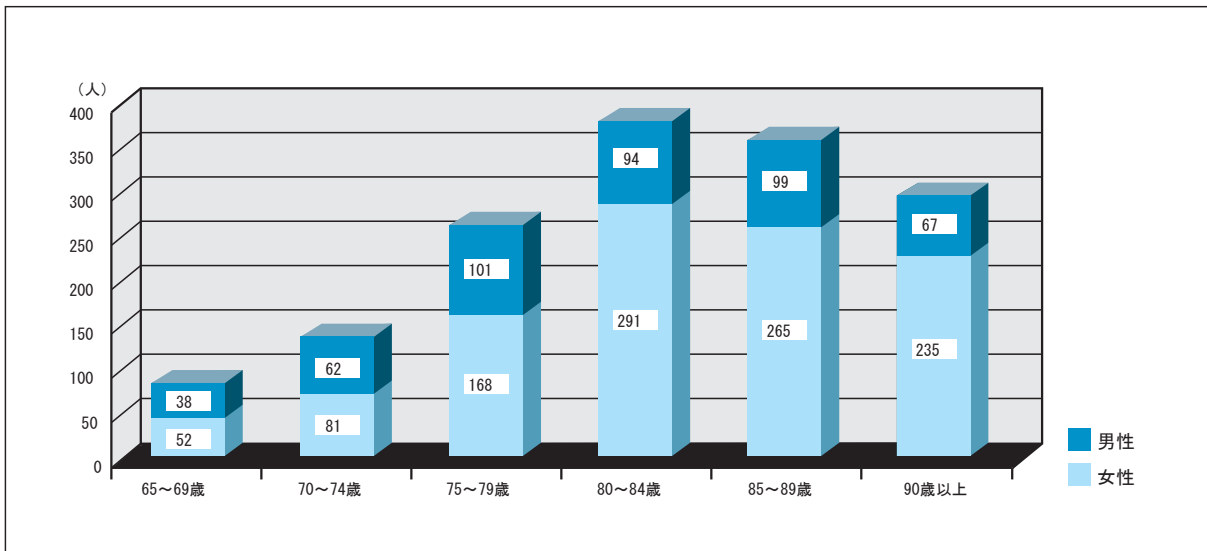
高齢者・障害者にとって、安心して生活できるように福祉サービスの充実に努め、誰もが自立できるよう支援していくことが必要です。

図表Ⅲ-2-(1) 主な介護者と要介護者との続柄



資料：平成12年介護サービス世帯調査の概況（厚生労働省）

図表Ⅲ-2-(2) 館山市における年齢階級別の要支援・要介護認定者数



平成14年11月1日現在 資料：高齢者福祉課

## Chapter 3

## 《行政の取り組み》

高齢者・障害者が住み慣れた場所で自立し、社会参画していけるよう、また介護者の負担の軽減のための環境整備、支援を行います。

## (1) 高齢者・障害者の自立支援

取 り 組 み	関 係 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームヘルプサービス事業※等の充実</li> <li>・ 年金に関する情報提供、相談の充実</li> <li>・ 福祉手当等の支給</li> <li>・ 就労機会の情報提供</li> </ul>	社会福祉課 高齢者福祉課

## (2) 社会全体での介護支援の充実

取 り 組 み	関 係 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険在宅サービスの基盤整備の充実</li> <li>・ 男女が共にとれる介護休業制度の周知</li> <li>・ 介護者の相談体制の充実</li> <li>・ 在宅介護のための研修会の実施</li> <li>・ 介護、看護への男女共同責任の啓発</li> </ul>	健康管理課 高齢者福祉課

## (3) 高齢者・障害者の社会参画の促進

取 り 組 み	関 係 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人クラブ、高齢者働く会等の活動促進</li> <li>・ 多様なボランティアの創出と情報提供</li> <li>・ バリアフリー※を取り入れた公共交通環境と公共施設の整備</li> <li>・ 障害者の移動手段の確保</li> </ul>	社会安全対策課 社会福祉課 高齢者福祉課 都市計画課

## 《家庭・地域・職場での取り組み》～館山市コーラル会議からの意見～

- ・ 介護は女性の仕事という意識を見直し、家族みんなで協力しましょう。
- ・ 日頃から地域とのコミュニケーションをとり、助け合える環境をつくりましょう。
- ・ 公民館講座、サークル活動、ボランティア活動などへ積極的に参加してみましょう。
- ・ 制度だけでなく、介護に取り組んでいる人に理解のある職場づくりをしていきましょう。

※ホームヘルプ事業

訪問介護員が、高齢者及び障害者(児)の家庭を訪問し、介護や家事、生活に関する相談等を行う事業。

※バリアフリー

障害者や高齢者などが生活しやすいものにするため、道路や建築物などの段差や、周りの人の無理解など、さまざまな障壁(バリア)を取り除くこと。

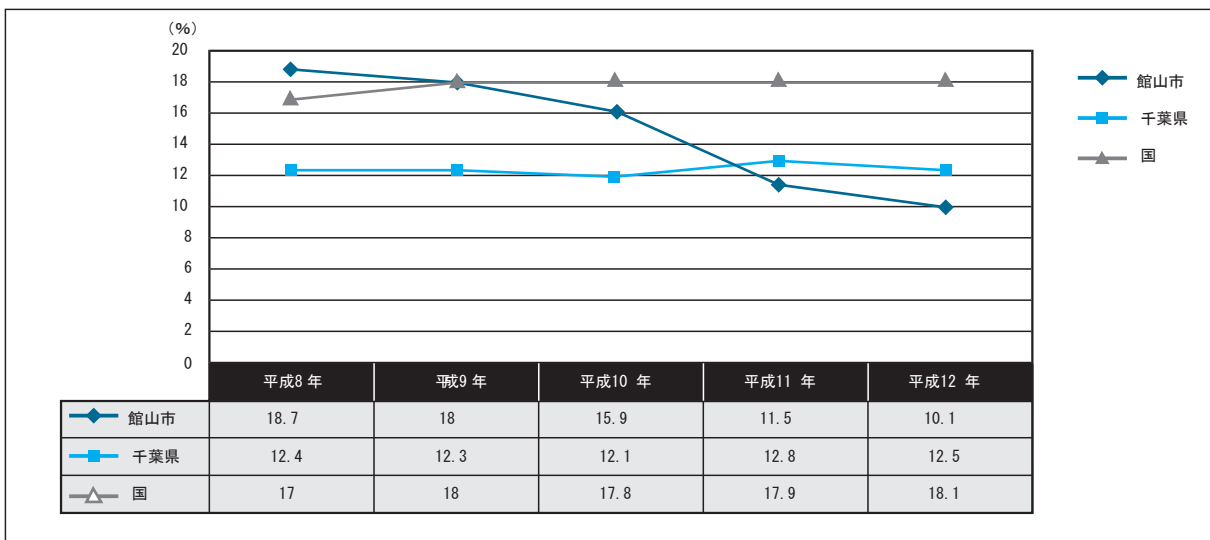


# プランの内容

## 課題3 心とからだの健康づくりの支援

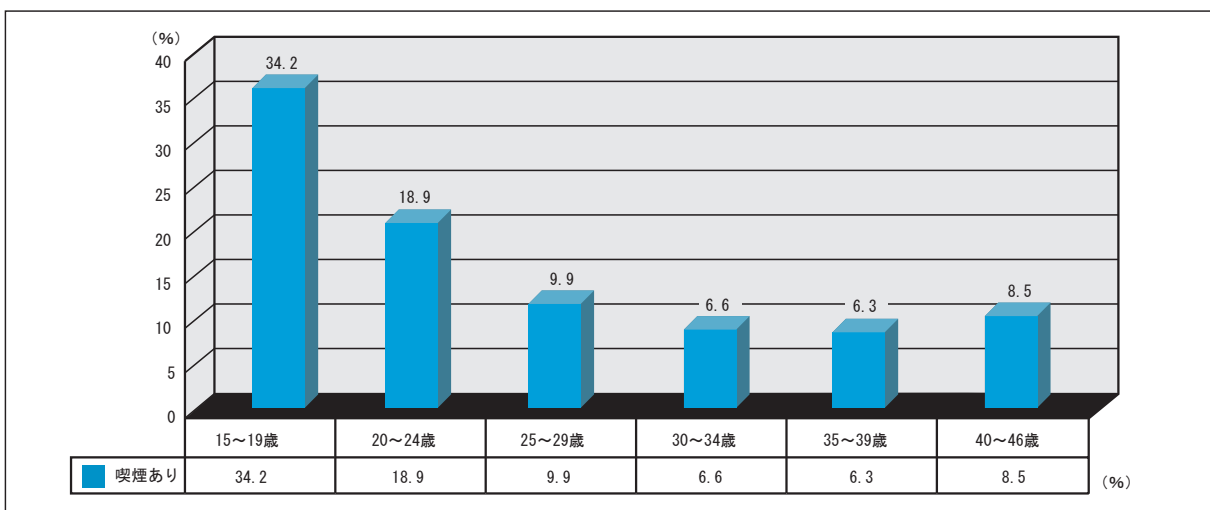
生涯を通じて、心身ともに健康で生き生きと活動できるよう、女性も男性も健康の維持・管理が必要です。特に女性は、妊娠・出産という特性を持っているため、「女性＝子供を産む」と思われがちです。「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブヘルス/ライツ※)」の概念を理解し、対等な男女関係のもとで女性が自分の健康を自ら管理できるような施策が求められています。

図表Ⅲ-3- (1) 館山市・千葉県・国における人工死産の割合の推移 (出生千対)



資料：安房保健所事業年報

図表(企)-3-(2) 年齢別、妊娠中の喫煙の状況



厚生労働省「乳幼児身体発育調査」(平成12年)

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康/権利」の確立に関わる包括的な考え方。リプロダクティブヘルスとは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子どもを産むか、何人産むかを定める自由をもつことを指し、リプロダクティブ・ライツは、すべてのカップルと個人が生殖、出産等について責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという、基本的権利をあらわす。

## Chapter 3

## 《行政の取り組み》

健康づくりのために、検診・相談体制を充実させ、また気軽にスポーツ、レクリエーションに親しめる環境づくりをします。また、女性の健康と権利の意識普及のための啓発活動を推進します。

## (1) 生涯にわたる健康づくりの支援

取 り 組 み	関 係 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種検診の実施</li> <li>・ 保健指導、健康相談、心の健康相談の実施</li> <li>・ 各種健康教室の実施</li> <li>・ 妊娠、出産期における女性の健康支援</li> </ul>	健康管理課

## (2) 性と生殖に関する健康と権利への理解の推進

取 り 組 み	関 係 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭での性教育に関する情報提供</li> <li>・ 学校における性教育の充実</li> <li>・ 「思春期ふれあい体験」の実施</li> </ul>	健康管理課 各 中 学 校

## (3) スポーツ活動の振興

取 り 組 み	関 係 課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツ団体の育成、支援</li> <li>・ スポーツ大会、スポーツ教室の充実</li> <li>・ スポーツ施設の整備充実</li> <li>・ 学校体育施設の開放</li> </ul>	ス ポ ー ツ 課

## 《家庭・地域・職場での取り組み》～館山市コーラル会議からの意見～

- ・ 自分の健康を守るため、進んで健康診断を受けたり、健康相談窓口を利用しましょう。
- ・ 性教育について家庭のなかでも話し合ってみましょう。
- ・ 家族で、結婚、出産、就職など人生設計について話し合ってみましょう。
- ・ 女性に出産を強要しない世論を形成しましょう。
- ・ 働く女性の妊娠・出産・母性保護について職場での理解を深めましょう。
- ・ 健康保持のため、進んでスポーツに取り組みましょう。

#### 4 プランの推進体制の整備

教育・福祉・保健・労働など幅広い分野にわたる男女共同参画を実現させるためには、行政・地域・企業や市民一人ひとりが協力して取り組んでいく必要があります。

行政内部では、総合的な庁内組織である「館山市男女共同参画推進会議」を中心に各課の調整・連絡を行い、施策を推進していきます。また、市民の代表からなる「館山市コーラル会議」からの意見を取り入れながら、市民と行政がパートナーシップを図りながら施策を推進していくことが大切です。

また、国や県からの情報収集や近隣市町村、関係機関との連携を強め、より広域的な施策の推進体制をつくっていきます。

- (1) 計画の推進体制の整備
  - ・ 計画の推進、進捗状況の把握
  
- (2) 市民参画の促進
  - ・ 館山市コーラル会議の充実
  - ・ 市民への計画の周知、広報
  
- (3) 関係機関との連携
  - ・ 国、県との連携
  - ・ 近隣市町村との情報交換
  - ・ 市民団体、事業所等への計画の周知
  - ・ 市民団体、事業所等との情報交換
  
- (4) 調査、研究の推進
  - ・ 男女共同参画に関する情報の収集
  - ・ 男女共同参画に関する市民意識調査の実施

## 資料編

- 資料 1 プランの策定経過
- 資料 2 館山市コーラル会議委員名簿
- 資料 3 館山市男女共同参画推進会議設置要綱
- 資料 4 男女共同参画に関する国内外の動き
- 資料 5 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 資料 6 男女共同参画社会基本法
- 資料 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律



## プランの策定経過

2002年4月1日	館山市男女共同参画推進会議設置
4月10日	城西国際大学 和智綾子教授 来庁 プラン策定に向けて打ち合わせ
5月20日	○第1回館山市男女共同参画推進会議 和智教授講演会
5月31日	○第2回館山市男女共同参画推進会議（部会） 今後の方針について
6月5日	●第1回館山市コーラル会議 「家庭・地域・職場での取り組み」意見交換
7月5日	「男女共同参画に関する課題」調査実施 各課における課題について調査
7月22日	●第2回館山市コーラル会議 「家庭・地域・職場での取り組み」意見交換
7月30・31日	「男女共同参画に関する課題」各課ヒアリング 各課担当者と提出された課題について協議
10月9・10日	「男女共同参画に関する課題」各課ヒアリング 実施計画「行政の取り組み」検討
10月23日	○第3回館山市男女共同参画推進会議（幹事会・部会） 素案検討
11月11日	和智教授 来庁 素案について意見・指導を受ける
11月12日	●第3回館山市コーラル会議 素案検討
12月18日	館山市コーラル会議会長・代表委員会議 素案検討
2003年1月24日	○第4回館山市男女共同参画推進会議（幹事会） 計画体系、事業案について最終調整
1月27日	●第4回館山市コーラル会議 計画体系、事業案について最終調整
2月17日	○第5回館山市男女共同参画推進会議 計画素案について提案
	●館山市コーラル会議開催 ○館山市男女共同参画推進会議開催

## 館山市コーラル会議委員名簿

敬称略・50音順

氏名	役職等	備考
秋山 貴	小学校 PTA 会長、会社役員	
飯島 マルティーン	在住外国人、教育関係者	
池田 勝	館山市コミュニティ連絡協議会会長	
尾形 玲子	中学校 PTA 役員	
小田 年子	市民公募	
佐藤 宏武	元小学校長	
鈴木 正一	「しろうと百姓の会」代表	
鈴木 順子	市議会議員	
鈴木 千景	会社役員	
須藤 陽子	小学校 PTA 会長	
高橋 潮	私立幼稚園長	
田村 悦智子	館山市教育委員	会長
出口 光子	元保育園長	
平田 智子	市民公募	
藤川 ウィルマ	在住外国人	
高橋 直美	館山青年会議所	
松苗 禮子	子ども文化活動委員（ボランティア）	
松永 君子	ちばぎん木更津事務センター室長	副会長
宮本 由紀子	新日本婦人の会館山支部長	
本橋 朋子	小学校 PTA 副会長	
吉田 千恵子	子育てボランティア	

・任期 平成13年4月1日～平成15年3月31日（2年間）

※コーラルとは英語で「サンゴ」を意味し、サンゴは雌雄同体であることから「男女がお互いに信頼と協力で、より幸せな市民生活を送れるように」との願いを込め、この名前がつけられました。

### ○館山市男女共同参画推進プランアドバイザー

和智 綏子

城西国際大学人文学部国際交流学科教授

城西国際大学大学院人文科学研究科女性学専攻主任

## 館山市男女共同参画推進会議設置要綱

## (設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指して、推進プランの策定及び男女共同参画を推進するため、館山市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進会議は次の事項を所掌する。

- (1) 館山市男女共同参画推進プランの策定に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の推進に関すること。
- (3) その他必要と認める事項。

## (組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長、副会長は助役の職にある者をもって充て、本委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

## (職務)

第4条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

- 2 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

## (幹事会)

第6条 会議に付議する事案の調整を行なうため、推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会は、企画部長が招集し、これを主宰する。

## (部会)

第7条 推進会議は、専門的な重要事項を調査、検討させるため、必要があるときは、部会を設置することができる。

- 2 部会は、会長が指名する職員をもって組織する。

## (庶務)

第8条 推進会議の庶務は、企画部秘書広報課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

改正の要綱は、平成15年4月1日から施行する。

#### 別表1 (第3条第2項)

(委員) 収入役  
教育長  
企画部長  
総務部長  
市民福祉部長  
経済環境部長  
建設部長  
港湾観光部長  
企画部  
開かれた市政担当参事  
教育委員会次長

#### 別表2 (第6条第2項)

(幹事) 秘書広報課長  
企画課長  
総務課長  
健康管理課長  
社会福祉課長  
高齢者福祉課長  
商工課長  
農水産課長  
都市計画課長  
学校教育課長  
生涯学習課長  
中央公民館館長

## 男女共同参画に関する国内外の動き

世界	日本	千葉県	館山市
1975 国際婦人年 「国際婦人年世界女性会議（メキシコシティ）」 「世界行動計画」採択	1975 総理府に「婦人問題企画推進本部」及び「婦人問題企画推進本部会議」設置		
1976 国連婦人の10年 （～85年）	1977 「国内行動計画」策定	1977 「千葉県婦人問題行政連絡協議会」設置	
1979 「女子差別撤廃条約」採択			
1980 国連婦人の10年 中間年世界会議 （コペンハーゲン）	1981 「国内行動計画後期重点目標」策定	1981 「千葉県婦人施策推進総合計画」策定	
1985 国連婦人の10年 ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	1985 「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」公布  1987 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	1986 「千葉県婦人計画」策定	
1990 「ナイロビ将来戦略」の見直し	1991 「育児休業法」公布 「西暦2000年に向けての新国内行動計（第1次改定）」策定  1994 「男女共同参画推進本部」設置	1990 「社会部青少年婦人課婦人政策室」設置  1991 「さわやかちば女性プラン」策定  1992 「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年女性課女性政策室」と変更	
1995 第4回世界女性会議 （北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	1995 「育児・介護休業法」の公布  1996 「男女共同参画2000年プラン」策定  1997 「男女雇用機会均等法」改正  1999 「男女共同参画社会基本法」施行	1996 「ちば新時代女性プラン」策定	1999 「企画部企画課女性施策担当係」設置 「館山市コーラル会」設置
2000 国連特別総会 「女性2000年会議 （ニューヨーク）」 成果文書、政治宣言採択	2000 「男女共同参画基本計画」策定  2001 「男女共同参画局」 「男女共同参画会議」設置  「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	2000 「企画部男女共同参画課」設置  2001 「千葉県男女共同参画計画」策定  「男女共同参画推進懇話会条例専門部会」設置  2002 9月議会に条例案上程 継続審査を決定	2001 「館山市の男女共同参画社会づくりに向けての基本的な考え方及び方向性について」建議提出 第2期コーラル会議設置  2002 「館山市男女共同参画推進会議」設置  2003 「館山市男女共同参画推進プラン」策定



## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産

## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

## 第1部

## 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

## 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

## 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子

に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

#### 第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

#### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

#### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第2部

#### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

#### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対し

## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

て男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

## 第 9 条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第 3 部

## 第 10 条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

## 第 11 条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利



(c) 職業を自由に選択する権利，昇進，雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習，上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に，退職，失業，傷病，障害，老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は，婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し，かつ，女子に対して実効的な労働の権利を確保するため，次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い，かつ，従前の雇用関係，前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を，特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては，当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は，科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし，必要に応じて，修正し，廃止し，又はその適用を拡大する。

## 第12条

1 締約国は，男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として，保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず，締約国は，女子に対し，妊娠，分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

## 第13条

締約国は，男女の平等を基礎として同一の権利，特に次の権利を確保することを目的として，他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け，抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション，スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利



## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

## 第 14 条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

## 第 4 部

## 第 15 条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなるかを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

## 第 16 条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃する

ためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

## 第5部

### 第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日その後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の

## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

## 第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

## 第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

## 第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

## 第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告

を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

## 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

## 第6部

### 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

### 第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

### 第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

### 第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

## 第 28 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

## 第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

## 第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。



## 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

前文

第1章 総則（第1条 - 第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条 - 第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条 - 第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によっ

## 男女共同参画社会基本法

て社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### (国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### (国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### （法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### （年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

#### （男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

## 男女共同参画社会基本法

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑

な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。



## 男女共同参画社会基本法

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第17条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

## 附則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

## 附則（平成11年12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成13年法律第31号)

(2001年4月6日成立、2001年4月13日公布)

## ● 目次

## 前文

## 第1章 総則（第1条・第2条）

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条-第5条）

## 第3章 被害者の保護（第6条-第9条）

## 第4章 保護命令（第10条-第22条）

## 第5章 雑則（第23条-第28条）

## 第6章 罰則（第29条・第30条）

## 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者（被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。以下この章及び第七条において同じ。）の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号及び第五条において同じ。）の一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

3 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第2項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所等の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

## 第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいすることを禁止すること。



二 命令の効力が生じた日から起算して2週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること。

#### (管轄裁判所)

第11条 前条の規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件（以下「保護命令事件」という。）は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 保護命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの暴力が行われた地

#### (保護命令の申立て)

第12条 保護命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの暴力を受けた状況
- 二 更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情
- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第五十三号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### (迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### (保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

2 申立書に第12条第1項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

## (保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）に通知するものとする。

4 保護命令は、執行力を有しない。

## (即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

5 前条第3項の規定は、第3項の場合及び抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

## (保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、第10条第一号に掲げる事項に係る保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。同号に掲げる事項に係る保護命令が効力を生じた日から起算して3月が経過した場合において、当該保護命令を受けた者が申し立て、当該裁判所が当該保護命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 第15条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

#### （保護命令の再度の申立て）

第18条 保護命令が発せられた場合には、当該保護命令の申立ての理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする再度の申立ては、第10条第一号に掲げる事項に係る保護命令に限り、することができる。

2 再度の申立てをする場合においては、申立書には、当該申立てをする時における第12条第1項第二号の事情に関する申立人の供述を記載した書面で公証人法第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### （事件の記録の閲覧等）

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### （法務事務官による宣誓認証）

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項及び第18条第2項の認証を行わせることができる。

#### （民事訴訟法の準用）

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

#### （最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第5章 雑則

#### （職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

## （教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。この場合において、配偶者からの心身に有害な影響を及ぼす言動が、配偶者からの暴力と同様に許されないものであることについても理解を深めるよう配慮するものとする。

## （調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

## （民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

## （都道府県及び市の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第2項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第3条第2項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

## （国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げ



るもの

二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

## 第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの申立てに係る保護命令事件に関する第12条第1項第三号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第4条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の一部を次のように改正する。別表第一の16項中「非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て」の下に「、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による申立て」を加え、同表の17の項ホ中「第27条第8項の規定による申立て」の下に「、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第16条第3項若しくは第17条第1項の規定による申立て」を加える。